影響を及ぼすを風化といふ。人衆の中、風化を及ぼすことの大なるあり、風化を受くることの大なるあり。風化の行はるるや、能動者も、所動者も、皆無意識なり。故に風化の要素及規定は、唯社會生活に伴ふ暗示作用と、これが對象となる所の儀表的生活樣式とあるのみ。

汎く之を言へば、風化の對象たる儀表的生活樣式は、人衆の生活凡べて皆是なるも、儀表的といふ語を嚴密に解すれば、其間輕重大小の辨なき能はず、此輕重大小を呼びて、風化に於ける儀表的價値といふ。儀表的價値は、第一に暗示に普通且固有なる內的張力に倚繫す、凡そ強健若くは頑固なる意力を以て行動する人物の生活樣式は、善惡美醜の如何に拘らず、概して風化の效力の大なるを常とす、第二に、儀表的價値は人物が居る所の地位に倚繫す、社會的協同生活に於いて天下萬衆の共に注目仰視するが如き地位に在る人物の行動は、草莽に伏在する人士の行動に比して風化の效力の大なるを常とす。[五〇]第三に、儀表的價値は生活樣式若くは行動の新奇なると陳腐なるとに倚繫す、新奇にして人の耳目を聳動するに足るが如き行動は、風化を催進するに容易にして、陳套の反復は、風化を及ぼすの效力微弱なるを免れず、蓋し社會的心意の經驗に對する感受性は、物界現象に於けるポテンシアルに極めて近き類比を有す。[五一]第四に、儀表的價値は生活樣式若くは行動の常住繼在の期間若くは反復の度數に倚繫す、常住するものは價値大なり、繼在の期間永きに隨うて價値

五〇　上の好む所、下これより甚だしきはなしといへる、亦此事象を道破せるものに外ならず。

五一　新奇とは此ポテンシアルの大なるもの、陳套とはその小なるもの、ポテンシアルの大小が經驗の效果に大小を生ずるが所以固より怪しむに足らず。

大なり、反復の度數の大なるものは價値大なり。[五二]第五に、更に風化に於ける儀表的價値は客觀的要素によりて消長す、客觀的要素は卽ち社會の風潮是なり、懷疑的なる社會には儀表たること難く、信仰的なる平靜の社會には較、易し、秩序の立たざる社會にては較、難く、秩序の定まれる社會にては較、易し、飽和的狀態に於ける社會にては較、難く、饑渴の狀態に於ける社會にては較、易し、[五三]凡そ同一人物の同一言行も、或は自國に流行せずして、却りて千里の異域に追隨者を博得するが如きは主として此第五の要素の效果に外ならず。如上主として五個の要素によりて、生活樣式若くは行動の風化に於ける儀表的價値は消長す。凡そ儀表的價値に富める行動若くは生活樣式に富める人物を、エリイト卽ち儀表的人物といふ、社會の風化に由る敎化は、斯かる儀表的人物に倚繫すること大なりとす。

風化は、之を小規模にしては、家庭にも亦其行はるるを見るべし。家庭に於ける父母長上の幼時に於ける暗示は、小兒の生涯に影響す、これ父母長上は家庭に於ける儀表的人物なればなり。また學校にも風化の行はるるを注意すべし、就中小中學校に盛にして、高等の學校にはさまで盛ならず、是れ上述第五項第一目の理由に本づくこと多し。學校に於ける儀表的人物は、校長、敎師、及時としては亦拔群なる學生等、之に當ること多し。軍隊の如き、亦風化の頗る盛に行はるる處たり、將官よりして下、將校下士等は、頗る人爲的に儀表的人物たるの地位を以て擬せらる、斯く人爲的なるの弊、その風化の亦多少人爲的にして、或る種の標的に偏的實現を與へ、人間の理想的選擇をば、强ひて一種の模型に限局するの弊を伴ふことなしとせず。最後に風化は國民的社會卽ち國家社會、國際社會卽ち今日に在りては世界萬國、更に之

五二　此事は前項の說述と矛盾するに似たれども、皆抽象的說述にして、いづれも有效なるを認めざるべからずとす。

五三　此第二及第三目は亦相互に矛盾するの觀あるもこれ亦上項の說述に準じて了會せらるべし。

を大にしては上下六千載を通ぜる天下古今の人間世界を通じて亦盛に行はる、斯く規模の大なるに隨ひ、風化の對象に於ける人爲的偏癖は減じて、正大健全なる性質を獲來る、古今東西、聖賢として仰がるる人物の如く、萬世の儀表たるものは、實に人間社會、ヒュウマニテイのエリイトなりとす。

儀表的人物といふは、具象的の名稱にして、實は儀表的價値を有する生活樣式若くは行動の託寓或は主體をいふのみ、かかる事項は、人物に寓せずして事項に託することあり、斯く風化に於ける儀表的價値の託寓たる事項を名づけて、儀表的事項又風化的事項といふ。儀表的人物又風化的事項といふ儀表的又風化的事項は、文學美術を最とす。

凡そ社會協同生活に於ける人衆は、相互に皆多少風化の能動者となり又所動者とならぬはなし。斯く風化に於いて、社會渾一體の渾一意識は益、其凝結を增進す、其社會各員に外面的に表るる所の效果、乃ち敎化の考察に入りて重要なる地步を占むるものとす。

五四　例へば吾人が孔子を佛表親するは、入物を想像するに由るが、吾人はまた論語を讀することを得べし、論語といふ一種の文章典籍は、風化に於ける一種の儀表を以て目せらるべしとす。

第二、敎導。敎導とは、社會協同生活に於ける先覺者が言說を以て一般人衆の後覺を啓導する作業の謂なり。一般人衆には、特定の被敎導者あるに非ず、先覺者の敎導的言說を接受する機會と資質と必要とを有する後覺者に於いて、敎導の作業乃ち成立す。是故に、敎導に於ける主動者は唯無意的なれども、所動者は常に必ず有意的なり、之を敎導の特色の一とす。主動者は判明なるも、所動者は不判明なり、之を敎導の特色の二とす。敎導は必ず言說を介して、行はる、之を敎導の特色の三とす。斯くして敎導は敎

化の常的方法の一として行はる。

敎導の行はるるや、家庭の小社會に於いてすること罕なり。家庭の長上の無意的に筆記せる所のものが、家人、子弟の目に觸れて以て敎化の效果を成すが如き、罕有の場合に之を見るべきあるのみ。敎導の行はるる本有の舞臺は固よりひろき社會に在りとす。社會に於ける敎化の作業には、風化より更に一歩を進めて、敎化的言說を以て行はるるものあり、其對手の一定ならざるもの、卽ち敎導なるが故に、敎導は風化の如く自然的ならず、較、人爲的の性質を帶ぶ。故に敎導は人爲的に斟酌加減を加ふへき餘地較、大にして、敎化の方法としては、頗る發達せる段階に在り。敎導の行はるるは、社會文明の較、進めるに於いて顯著なりとす。

敎導が暗示に由るの著しきは言を待たず、言說を介して、敎導者は自個心裏の活動を表現し、思想感情を發表し、社會心意若くは意識の上に、波瀾を生成し、波瀾や、障碍に逢はざる限り全社會に波及し、以て敎導の作業を成すの由緣となる。波瀾の個人心意に傳播するや、個人心意は乃ち之に應じて共鳴すること、恰も猶音叉の音波に應ずるがごとし、是れ暗示作用の顯著なる表現なり。敎導の效果は判明にして具象的なり、但し敎導の言說を介するは、其判明性具象性を助成するの大なるあれども、而も亦實行と空言との間に生じ易き罅隙の此際に生ぜざる能はず。是に於いて、主動者に在りては、言を言とし、行を行とし、美を衒へる言說を以て天下に誇視し、退いて其私を顧るに於いて人をして唖然たらしむる者あるの弊に陷るべく、所動者に在りては、言說よりして觀念に至り、觀念よりし

て實行に至る、此二種の繼續再現に於いて、必ずしも克く其成功を一にすること難く、その難くして不完全なるに隨ひ、敎化の方法としての敎導の價値は漸く減耗を免れず。

模倣も亦敎導に作用す。言說に於ける樣式の模倣は其最も數、なるもの、言說の根柢に於ける觀念及思想運用の樣式、亦往往模倣せらる。而も斯く敎導に於ける樣式の模倣は、要するに敎化に於ける附加的事項たるに過ぎず。

敎導に於ける言說は、或は記言に由り、或は語言に由り、往往貌言を加味す。記言に由る敎導は、永續性に於いて優り、隨うて遠近に達するに於いて優る。語言に由る敎導は、意志の內的張力に於いて優る、蓋し主動者に於ける心意表現の所動者に再現せらるる、記言に由るものは間接なれども、語言に由るものは直接なり、且貌言は亦一種の行動にして、所動者に於ける神經の反射作用を刺戟して顯著なる效果を呈す。

敎導の對手たる所動者は衆人なるを普通とすれども、往往亦一人なることあり。記言に由る敎導は、書籍、新聞雜誌等、刊行物謄寫物を以てするもの是なり、其特に一人に向ふものは、書翰を以てするもの卽ち其例たり。語言に由る敎導は、說敎、演說、講談の如き是なり、其特に一人に向ふものは所謂說[五五]是にして、普通の談話も亦其散漫なる一例に數ふべし。敎導一人に向ふときは、對手の心理的特質に適應するの便あり、就中語言に由るときは、對手の心理に

五五　說はぜいなり。

於ける動的特質に應じ、卽ち對手心理刻刻の變動を利用するを得。

敎導の一人に向ふものは、純粹なる敎導方法の標型に非ずして、幾分か敎授と共通性を有す。凡そ記言に由る敎導は對手たる所動者の數に殆ど定限なきも、語言に由るものは其定限の頗る究屈なるを免れず、近時語言に由る敎導の副生物として殆ど毎に記言に由る敎導を見る所以なり。

敎導に於いて、社會敎化に於ける社會的意識の發動は擴衍し、宗敎及政治の體制以外に於いて此新體制の發達は、學術及思想發達の明徴として社會の發達を證する者、著述、新聞雜誌の隆昌、學術演說講義の盛大の如き、乃ち此適例なり。斯く重要なる敎導も、從來學者のこれが取扱を成す者尠く、僅にコンシデラン、ジェヲンス、二三家あるのみ。

第三、敎授。敎授は特制の機關內に行はるる敎化に特有なる方法なり、特制の機關は之を概稱して學校といふ、

五六　Victor Considérant: Destinée Sociale III. 世未者を看よ。

五七　Jevons: Methods of social Reform. という論文中 Amusements of the People (p127) The Rationals of free public Libraries (p. 28-32) The use and abuse of Museums (p.58-81) の三篇は本文の參考にすべし。

特制の機關內に行はるる敎化は、普通に之を敎育と稱す。然れども敎授は必ずしも特に判明なる機關を要せず。

敎授に在りて、能動者も所動者も皆有意的なり、能動者の有意的なるや、往往目的理想を伴ふ、所動者の有意的なるや、敎育の段階に隨うて各等の智的作用を伴ひ、終に批評的態度の生ずるに至りて敎授は最も高等の域に達す、是れ敎授の判明性の第一因子なり。敎授は個人的性質に於いて大に進む、能動者は所動者の個人的性癖、特質、境遇、需要を看取して之に適應する敎授を施すを得べく、所動者も亦一に、或は自ら、或は其保護者に於いて、能動者の特長を選びて之に就き、二に能動者の性癖、特質、境遇等を看取して、以て批評の資料と爲し、以て自個の發達に裨益す

るを得べし、是れ教授の判明性の第二因子なり。

教授が學校に於いて行はるるの必要は、教授の個人的性質に對して一種の制限たるを免れず、而して近世社會に於ける教授の特別機關の必要の增進は、一に學術發達の大勢に在り、二に經濟上の事由に存す。

教授の事項は道德及職業、凡そ教化の職能が期待し企及する一切の方面に於いて、主として智的暗示の效用を要するものに在りて存す。

風化の長ずる所は道德の教化、就中品性上の事項に在り、教導に至りては、職業上の事項も亦多少達せらるるも、而も精密幽玄なる學理實驗演習を要する學術の講明の如きは其太だ便とせざる所、且道德の教化は空言を以てする教導の最も短とする所たり。凡そ教導の最も長ずる所は議論の傳播に在り、政治論、哲學論、美術文學上の議論、經濟上の意見、道德上の議論といふが如く、深刻精密なる理解力、批判作用を須たざるも其結論のみ容易に傳播擴衍し得るが如き性質の議論に在りとす。

然るに教授は是等二法の短所を補ふの性質に富む、就中一切職業上の教化は殆ど其獨得の長所たり。德教は必ずしも幽玄深妙なる理論を伴ふものに非ざれども、時にまた被教化者の機根に應じて之を要するや、教授乃ち此が供設に任ず。

教授機關は亦實に一の小社會、就中特に教化の目的を掲げ有する所の一の小社會たり、故に此機關や、其目的たる教授の作業を成すのみならず、亦其他、少くとも常的一切の教化の方法卽個人的模倣、社會的模倣、風化及教導は實に其裏に達せらる。

校風の教化的價値は實に茲に本づく、校風の健實なるや、漸次校風の渾融劃一に向ふ而して在校の教員、學生、皆其風化を受く。

教授機關の發達は、多少教授の個人的性質の利用を得るの外、教化の實現の爲に大利益を與ふ、而も亦多少の條件あり、教授機關及體制の高等複雜を加ふるに隨ひ、愈、重要を增す。此條件は、約して之を言へば統一なり、統一は內的及外的の二面に向ふ。教授の內的統一とは、一の所動者が受くる全教授事項に於ける統一なり、教授の外的統一とは、社會が具ふる所の全教授體制に於ける統一なり、是れ學制問題の根柢たり。

凡そ學術の教化は、教授に由らざれば其完全を期し難く、現時學術の進步著大なるに於いて、教化の此方法は益、重要を加ふ。各人の職業の教育の如きは、全く教授に由るの外なしとす。

近時の實科教育の問題は、各人職業の根柢たる學術の主として所謂實科の學術なるに、其較近偉大なる發達を成せると、從來の學校制度との不適應と、より起れる問題なりとす。バックスレイ[五八]の如く、宗教的教育の學風上の反對より、實科教育の必要を論ずる者、亦尠からず。

第七節　教化の變的方法

教化の變的方法は、流行、感化及催眠的暗示是なり。

第一、流行。流行とは發作的模倣の社會の大部に行はるることなり。流行に於ける模倣が社會各員の思想殊に行爲、就中樣式に影響するは、毫も一般に模倣が、かかる效果を成すに異ならず、唯其多く大數の模倣群を有すると、其發作的に社會に襲來するとに於いて、之を常的模倣より區別すべきのみ。

五八　Huxley：Social Diseases and worse Remedies.　なほBoothの宗教的教育の變動を批評し、反對せる著述なり、氏曰ふ、教育なく熟よりも大なる宗教的狂熱よりも大なる社會的弊害は多くあらず、凡そ無限の權威に盲目的なる且猶豫なき屈從ばかりより人の良心と智性とを墮落せしむるものはあらずと。（五八頁）

流行の原點は不判明なるを常とす。社會人衆、各人各時各個の行動云爲に在りて、偶、其二三は一二の模倣者を見、其中亦漸く模倣者の數に於いて增進すると否とあり。凡そかかる行動云爲が流行の對象たるの運命を得るの難易は主として其最初の模倣者の得失に在り、蓋し無數の行動云爲の中に就いて既に一人の模倣者を獲たるの事實は此特定の行動云爲をして他の無數の同類を超出して社會に於いて存立の特權を得せしむるものなればなり、此一人を名づけて流行に於ける最初模倣者といふ。

最初模倣者の獲得の機會は、第一に最初模倣者の感じに在り、而して此感じは、對象其者に固有なる刺戟的性質の外、極めて多く主觀的因子に倚繫す、第二は模倣の對象

五九　都會より流行の起り易く、鄙地、交際社會、御座敷より流行の起り易く、乃至軍隊、學校に於いて幾分流行の起り易きはこれが爲なり。

が居る所の地位に在り、居る所の地位にして社會人衆の較、接近し易きや、對象は流行に至り易し、[五九]是れかかる地位に在りては最初模倣者を得るに易く、且同時にその大數を得るの便をも有すればなり。

既に最初模倣者を獲るや、對象は餘の同類を超出して、既に幾分の流行性を獲得す、是れ一種のポテンシアルなり、エネルギイの積極點より消極點に向うての流動なればなり、之を流行力、若くは流行の張力と名づく。凡そ流行の張力は、一たび其初張力[六〇]を得るや、加速度の理法により て增大し、而して遂に誰が目にも明に認めらるべき社會の流行たるに至る、是れ流行の增進の徑行を說明する所の理論なり。

六〇　Initial Tension 又は Initial Potency と名づく。

流行の張力の頗る大なるや、幾分暗示の第一的方法の作用を加味す、蓋し既に流行の渦中に在る個人連は、往往未だ流行に同化せざる個人に對して暗示者の地位に立つ。而して流行は、模倣及暗示の兩作用のいづれよりするも、斯く其張力の大なるに於いて、其各個人に對するや一種の壓力の感に於いてす、乃ち强ひて此を抗拒せむとするには一種の努力を以てするか、然らざれば或は經濟的、或は其他に因る境遇の抵抗力、若くは好尚又は氣分の不感受性、三者孰れか一に賴らざる可からず。流行の張力一定度に達するや、其敎化に於ける勢力の侮る可からざるはこれが爲なり。蓋し流行の對象や、眼前に且反復して各人の經驗に入り來るを以て、大なる牽引を選擇の上に及ぼすは免れ難く、而して此牽引は、眼前直下の事實たるの遠近と反復の度數分量とに比例す。

流行の中に就いて、經濟的貨物を對象とするもの、[六一]若くは對象に經濟的貨物を含有するもの、[六二]若くは對象が經濟的貨物の仲介によりて成立するもの[六三]は、這般經濟的貨物の需給により影響せられ、或は大に流行を幫助す。

衣服の如きは、心裡に他の選擇を成すも、之を市場に求めて獲べからざるより、流行の制下に立つの止むを得ざることなり、既に之を採りておのが衣服に充つるときは、次第に目慣れ體熟して、復大なる强制的壓迫を感ぜざるに至り、而して好みて流行を趁へるものと相距ること幾ばくもなきに至る。觀劇の好尚の流行に於ける、殊に選擇の自由を實現するの制限となるの多きもの、演劇や、俳優自身も亦自個選擇の成果を單身實現する能はざるものなればなり。思想及其樣式

[六一] 衣服のごとし。
[六二] 觀劇のごとし。
[六三] 思想の流行なる書籍新聞雜誌のごとし。

の流行も、新聞雜誌及書籍の供給の夥多なると匱少なるとは大に流行に倚繫して、還りて復、各人選擇の自由の境界に影響するものたり就中定期刊行物の流行に對する倚嚮を以て最も著しとす。

流行は、加速度の理法に隨うて次第に其張力を增進し、際限なく發展進行し得べき傾向を有すれども、此に伴うて、模倣の對象に於ける斬新性又は初發性、卽ち模倣の感じを刺戟するの性、殊に暗示の內的張力の次第に減耗するを免れず、故に流行一定の度に達するや、流行は積極的發展力を長ずると共に、一方には之を消耗しつつあるものとす。且流行の原點となり得べき模倣の對象は到る處すべて皆是あるが故に、社會の廣大にして複雜なる、必ず那邊にか這般陳套の流行に代るべき斬新有力なる流行の發生を見、斯くして流行は新陳代謝を必然とす。

流行に亦自然及人爲の別あり。自然流行は、原點も不判明に、最初模倣者も自然に出づるもの。人爲流行は、一に原點の判明なる、二に最初模倣者も亦人爲の設定を經る、これなり、而して、此第一程のみ人爲の設營を試みられ、餘は自然の徑行に一任せらるる者、此第二程をも併せて人爲的に營まるる者、罕には又第一程は自然に、生じ來るを俟ちて、第二程に於いて人爲の加味を與へらるる者、以上人爲流行の三類は成立す。此第一程の當事者にして、其事稍、複雜高尙なるときは、發明者創始者の稱を受く。最も適切に敎化に應用せらるべきは人爲流行なり。[六四]

第二、感化。感化とは變的品性を有する個人に對し特

六四　國風の流行のごときその一例なり。

定の機關の裏に於ける風化敎導敎授に由る敎化の作業なり。變的品性とは、當該社會の普通標準に照して明白に常軌を逸脫すと認めらるべき行動を數するが如き品性、是なり。感化の存立は實際上の理由に本づく。

感化は、其對手の變的なるに應じて、主として消極的、防禦的となる。故に感化は其能動者を中心として行はるること殊に著しく、能動者は專制的示導者となる。且常的敎化の方法に在りては、同一機關の裏、若くは社會の內なる同列者より、相互の模倣若くは暗示によりて敎化の目的を達すること、方法上の一大要素なりしが、感化に在りては正に之に反し、かかる模倣若くは暗示の影響は嚴に注意して之を禁遏す。

感化の機關は、對手の年齡によりて、之を二類に分つ、幼者の爲にするものを感化院とし、成人の爲にするものを監獄とす。

年齡猶少き者に於ける變的品性は、尙大に移動性を有し、彈力性を有し、卽ち敎化性を有するも、年齡既に長ぜる者の變的品性は之に反す。成人の變的品性は直接社會の害惡を成すこと著大にして、社會の自制よりして亦這般變的個人を社會の公場より引退せしむるを必要とするの理由あれども、幼者の變的品性は然らず。且凡そ幼者に在りて、變的品性の、模倣及暗示によりて、相互間に增大するを禁遏するの餘、協同生活、社交性、同情等の發生長育をも禁遏するは決して策の得たるものに非ざるも、成人の變的なるものには、かかる必要全然滅乏す。斯の如きは實に兩者の爲に特種の機關を要する所以なり。

感化院は學校と監獄との中間位に在る者なり。感化敎

師は學校教師と殆ど其職能を一にすれども、而も三點に於いて重要なる差違あり。其專制的作用の甚大なること、注意して被感化者相互の間の模倣暗示の惡效果を防遏すること、道德的敎化に全力を擧げ、學科敎授の目的亦寧ろ心性の多方面的開展を成して同じく品性の矯正を遂ぐるに助くるを主とすること、是なり。

此方面に向うて寧ろ有效なるは、智的學科よりも、簡易なる職業的智識及其練習、其規則正しき日課に在るが如し。蓋し變的幼者は、其智能も亦概して劣等若くは偏固にして、甚だ圓滿なる發達を遂ぐるの望に乏しく、能動者の費す所大にして獲る所小なるの憾なき能はず、而も身體筋骨の發達に於いては、彼等亦特に畸形なるに非ざるを以て、其適當なる用役は相當の發展修練を效果し、而して品性の上に亦秩序、勤勉、遠慮、企劃、規律等の良效を呈するの望あるなり。

監獄は本來特に感化の機關として成立の歷史を有せず、近時の發達に於いて、少くとも其目的の一として感化の作業を有するに至れるまでなり。文化の進むに隨ひ、監獄の此性質、此職能は愈、顯著純粹を加ふべし。

監獄の性質の雜駁なるが爲、監獄に於ける感化は亦甚だ不純の性質を有す、其特定の能動者は敎誨師あるのみ、囚徒が秩序ある規律的生活を餘儀なくせられ、殊にその一定の勞役に服するは、最も感化に於いて有效なるべき望あり。其餘監獄內の感化は殆ど皆消極的なり、分房制を勵行するに於いて若し能く目的を達せむか、暗示若くは模倣より生ずる變的品性、罪惡の增長を禁遏するを庶幾すべく、囚徒は又離群索居、生活狀態の變更より氣質變化の機運に際會すべし、要するに監獄が感化の一大機關を供給するは、前途尙遼遠なりとす。

以上の二機關の外、變的の再轉せる病的品性の所動者を對手とせる感化の機關として、精神病院の亦數へられざるに非ざれども、こは

寧ろ變化を離れて醫療の範疇に入る、近世犯罪研究の傾向、往往監獄を以て亦學校より遠ざかり精神病院に近づかしむるあるも、其當否を判ずるは、自ら社會學上別科の研究に屬す。

第三、催眠的暗示。催眠的暗示とは、人爲的に專念狀態を作爲して、此間に障礙なき絶對的暗示作用を利用し實施する所の方法なり。斯く專念狀態を作爲するは亦暗示に由る。

催眠的暗示に於ける專念狀態は殆ど常人の常的狀態に在りて見る能はざるほど純一なるを以て、能動者が與ふる所の暗示は、著著絶對的效果を呈し、所動者は唯命に是れ隨ふ。理論上よりいへば、催眠的暗示は、人爲的敎化方法の純粹完全なるものと看做すべし。但し其可能には二

普通人にして催眠術に對する應受性あるものは百分三十に過ぎず Moll: Hypnotism. p. 38-41.

六六

樣の制限あり。第一に催眠的暗示を受け得る者の數に於ける制限、これ外的制限なり、一般に催眠應受性の大なるは、人格の未だ十分なる開展を成さざるものの中、感覺の鋭敏にして思量判斷等高等なる心意作用の大に發達せざるものに存す。第二に變的人格、殊に病的人格に在りて催眠的暗示の行はれ難きこと、これ內的制限なり、精神及身體の缺陷及病患の治療が催眠術により效果せられ得るの範圍は著しく制限せらる。斯く人の健全なる發達と催眠應受性とは相容れざるの多きを以てすれば、催眠的暗示は固より一種の變的方法たるを免れず。

催眠的暗示の敎化上の效用は、主として習慣性の不道德者を化して道德的ならしめ、品性上の變化を遂げ、氣質

の變化を逐ぐるに存し、智的暗示は極めて有限の範圍に止まり、其他の方面に向うては今尚多大の期待を爲すべきに至らず。

以上三節を以て敎化の方法を說き了る。以下更に進みて敎化の事項を歷觀すべし。

第八節　風俗慣習

敎化事項は、風俗慣習、儀式、宗敎、美術、學術是なり。上の二者は其存立不判明にして、後の三者は判明なり。

敎化の不判明事項として。風俗慣習は、就中最も不判明なるもの。儀式よりも更に進みて判明なる存立を有するもの、傍徑には法制あり、正徑には德敎あれども、德敎は敎化の職能の隨一として既に之を觀、法制は寧ろ政治運營の一中樞を形成するを以て、今皆擧げず。判明事項の中最も判明なるは學術なるが、これより進みて更に敎育を擧ぐべきも、具象的研究なる敎政學上の考察と異にして、普通社會學上敎化の抽象的考察には、寧ろ方法の論述に其特色を明にするに力め、事項の論述には之を省くを妨げざるべし。乃ち風俗慣習乃至學術は、不判明より判明に至るの順序を追うて敎化の事項を排列せるものなりとす。

風俗慣習、儀式、法制及德敎の四者は、相互の間漸次發展進化の關係を有する一聯の事項たり。風俗慣習の更に意識的となれるもの儀式を成し、儀式の更に社會的となれるもの禮儀を成し、禮儀の精神的なるもの禮を成し、禮の裁制的なるもの茲に德敎を成す。而して禮儀又は禮の更に社會的裁制を具有するものは法制なりとす。

各個の社會には、人衆の行爲に無意識的規定あり、こは

各個人には無意識的なるが、遠き淵源は、社會心意の無意識的行動に出づ、各個人に取りて、這規定は自然的成立なり、而も天然界の存在と異にして、大意識の照映として小意識は自ら其然る所以を意識せざるが爲に自然的なるもの、凡そ斯かる規定として存在するものは即ち慣習なり。

慣習は社會人衆に一樣にして、而も各個の社會には特殊なり、慣習の事項は、殆ど生活一切の事項に亙るが故に、其作用の及ぼす所は實に廣大なり、慣習を具體的包括的に取りて、名づけて之を風俗といふ。[六七]

風俗慣習は、時間を以て漸次に成立す、其生成や、社會の規定、殊に人種、人口、天然的事項、即ち社會の第一的規定に

[六七] 尤も風俗といふ語は、往往社會一般の制度に於ける其社會に固有なる性質に名づけられ、又往往衣食住に關する特殊事項に限りて名づけらるるも、今は慣習の一般なる部分に關連する如上の範圍に下せる名稱とする。

遠源し、人衆の社交性、模倣の本能、遺傳の理法等、之を擴布し、之を把持し、第二的規定たる歷史の惰性作用之を傳承し、之を增進し、以て成る。斯く風俗慣習は、主として各社會の規定を素因とするものにして、衆人若くは優勝なる少數人の、人意的理想的作爲は、殆ど此に作用することなきが故に、其結果として、風俗慣習の保守性不進步性を來す。但し風俗慣習事項の中、自ら進步を拒斥する性質のものと、進步を受容する性質のものとあり、甲は宗敎上政治上の慣習のごとく、乙は飮食遊戲のごとし、いづれにも、風俗慣習は自ら進みて進步を求むるの性なきものなり。

風俗慣習の保守性不進步性は右の如くなるが、其歷史的閱歷ある社會に固有なること、及其一社會に普遍なる

ことは、直に風俗慣習が一種の秩序を社會に生成するに與りて大に力ある所以となる。但し此秩序は進歩的秩序に非ずと雖も、而も亦以て社會生活の統整を成すに與る、是れ風俗慣習の職能の一なり。

風俗慣習は社會に固有なる存立として人衆各個の行爲を規定す、其の效果や改革的なり、矯正的なり、卽ち此意味に於いてまた進歩的たり。矯革作用は是れ職能の二なり。

風俗慣習は社會的生活の較、原始的所産なり、その舊くして且普通なるに於いて、美術に、宗教に、關連を有し、儀式法制德教の淵源の一部を供す、是れ職能の三なり。[六八]

風俗慣習の事項、其主なるもの、一を心的事項と爲し、二を身的事項と爲し、三を物的事項と爲す。心的事項は卽ち言語なり、身的事項には服制、料理、住居の樣式あり、物的事項は之に次いで身に近き調度、朝夕若くは年中の行事より遊戲の類を總括す。

物的慣習事項は、身的事項の如く人衆の身に近切ならざるが故に其效果較、少く、身的事項は人衆生活狀態の主要なる中心部を形成するものにして、其齊一が社會の秩序に及ぼす效果は甚だ大なり。蓋し身的事項は必要的關係[六九]を有し、物的事項は遊動的關係を有す。身的事項は、人衆の須臾も離る可からざるものなるが故に、其齊一は自ら劃一的規定の效力を有し、隨うて人衆の共同動作を促がすの機會に富む、殆ど如何なる社會にも飮食の會合ありて、以て社交の中心となる。物的事項の遊動的關係は、更に美術に密接なる連繫を有するに於いて、別途の效力を有す、且其有形にして、人より獨立して存立するが爲に、矯革的效力に於いて意外に大なるも

六八　判明なる制度の初等不判明なるもの、亦往往風俗慣習として數へらる、例へば宗旨の萌芽たる民間信仰、儀式の單純なるもの、たる挨拶のごとし、是等は今皆擧げず。

六九　關係又利害關係といふべし、Interest の意義なり。遊動は Free の意義なり。

のあり。

言語は其存立の根據を心に置き、社會人衆の心を連結するの電線となり、人衆の心を相互に照映するの光明となる、人衆各自の生活は、言語なくして完全なるを得ず、是れ言語は觀念の明確把持を便にし、聯想の著點となりて、以て思想運用の好機關を供すればなり。言語の發達及其內容は、殆ど直に以て其社會心意の發達及內容を徵知すべし。言語の統一は、之を使用する人衆の間に、意識界、卽ち思想及感情の融通を促し、次第に其契合を致すに向ふ。

身的事項は、之を個人より見て須臾も離るべからざるも、之を人衆の聯合より見れば必ずしも離るべからざるに非ず、例へば人と共に食せざるは任意なるの類なり、而も心的事項たる言語は、啻に之を個人より見て離るべからざるのみならず、亦之を人衆の聯合より見て離るべからず、其統整及矯革の效力の大なるは、實に此に由る。言語の特質は此の如きが、其他一般に慣習について言へる所は、亦固より言語について言ふべきものとす。

凡そ風俗慣習の效力は、其發達の程度により、又當該社會の歷史的閱歷の多少に倚繫す。慣習の質に於ける差異は社會の第一的規定に依る。文明の差等は多く慣習の質に入り來らず、故に慣習の質は文明の評價に沒交涉なるを原則とす。[七〇]言語に於いては、質の差と量の差との區別判然たらず、國語の差は主として人種及歷史に因る、身的事項にては、人種の關係より天然的關係に倚繫することを較、大に、物的事項にては愈、大なり。[七一]慣習が社會發達の機關

七〇　各國おもひ〳〵の慣習を存し、漫に甲を以て乙を笑ふべからざる、卽ち此原則の適用なり。

七一　衣食住が支那と西

たるの效力は、理想の統制と反對に消長し、而も慣習の生成、殊に把持を必要とするが故に、恰も半開の社會に於いて其效力は極大なりとす、是れ開明の社會にては、理想の統制進み、而も未開の社會にては慣習の生成尙淺く、殊に其把持、卽ち風俗慣習の權威[七二]の未だ充分ならざればなり、舊慣墨守の保守的風潮の半開社會に最も見ゆるはこれが爲なりとす。

洋と相近きの類、以て例すべく、屋材に大理石を使用するの多き、北歐途に以太利に及ぶ能はざるの類、身的及物的事項には甚だ多し。

七二　此權威の標徵は所謂「さび」これなり。

第九節　儀式

儀式は社會人衆が共同に服する行事の形式なり。斯かる本來の性質より、儀式は人衆の生業に附隨するを便とせず、乃ち歡嬉遊樂の事、若くは愁悼弔喪の事の如き、生業以外にして而も共同執行を便とする事項に附隨して存するを常とす。

儀式は慣習に比して一層判明を加ふ。儀式は人人行爲の無意識的規定に非ず、必ず多少意識を伴ふ行動たり、故に同一事項にして、慣習にも屬し、儀式にも屬するもの、固より少からず、是等は無意識的規定より意識的規定に進むに於いて見る所にして、其未だ判明ならざるや慣習事項たり、其既に判明なるや儀式事項となる。

儀式的行動の意識の特質二[七三]あり。第一には儀式の整一なり、これに更に二樣あり、一は此儀式に於ける先例と契合を企圖すること、二は此儀式を執行する同時の他の數人と行爲の整調の企圖、卽ち是なり。第二には儀式に於け

七三　Uniformity 及 Solemnity と謂ふ。

る嚴肅恭敬なり、是れ儀式の尊嚴の基底を供す。儀式は一人の私有に非ず、當該社會の公有なるを以て、當該社會に於いては劃一的規定たるの性質あり。是に於いて嚴肅恭敬の意識は權威を儀式に供し、整一の意識は時間及空間、歷史的及地域的に儀式の一社會に本有なることと及普通なることの根基を供し、以て儀式の社會秩序に對する基礎的機能を成す。

儀式の淵源を尋ぬるに、其心理的淵源は恐懼戒愼に發し、權威に服從するに起るものの如し、蓋し草昧の民族、原始の社會に在りて劃一なる意識的規定は、此に非ざれば以て其效果を成すに難きが爲なるべし。乃ち其有形的淵源にも、亦初等高等の別ありて、其初等なるものは此心理的淵源に近く、其高等なるものは之に遠し。今此次第によりて儀式の有形的淵源を査すれば、凡そ三種あり、左の如し。

第一、宗教的淵源。儀式には、其始全く宗教的行事に限り、宗教と併存するものあり、其漸く分化發達するに及びても、宗教的行事は亦猶儀式の要部を占むるを常とす。蓋し宗教の統一的性質は、宗教をして此共同的行事の淵源となり易からしむる一因緣なり。又宗教は、其内容に於いて神を有し、未來及靈魂に關する觀念を有し、隨うて喪祭の事は殆ど毎に宗教に附隨し、幼稚なる宗教も、其行事として喪祭を有せざるなく、而して儀式の一部は夙に此に始まる、是れ始源に於ける儀式宗教兩者の關係なり。此關

係は兩者の發達に隨うて發達す、儀式の發達するや、冠婚も亦其重要事項として發達し、而して宗教が喪祭に駢せて更に此二者をも管理するに至ること數、なり。斯くの如くにして、凡百の儀式が宗教の支配管理の下に在るは、是れ儀式宗教兩者の關係の全盛時代なるが、漸くにして他の淵源よりする儀式は宗教的淵源よりする儀式と駢立し、終に此に代るの勢あるに至るものとす。

第二、政治的淵源。宗教的社會統制の甚だ強大ならざる社會には、直に政治的統一により て社會の發達の基礎を置くものあり、斯かる社會にては、主として政治的優者即ち君長の敎示によりて人衆行事の形式を規定す、是れ亦一種の儀式を成す。斯かる儀式は、其次第に發達するや、

例へば徑を行くに歩を讓るの必要より遠くより相圖の必要あり、より以て挨拶、會釋、揖讓の生ずるがごとし。

二樣に分化す、一面には之を行ふに國家の權威を以てするを要する儀式にして、漸次法制に化するもの、他の一面には之を行ふに國家の權威を以てするを要せざる儀式にして、漸次純然たる社會的儀式に化するもの、即ち是なり。此後者、社會的儀式は、即ち發達せる禮儀其者を作るものとす。

第三、社會的淵源。社會的淵源とは宗敎的淵源にも由らず、政治的淵源にも由らずして、自然に社會人衆の行事の規定として發達するもの、之を社會的淵源よりする儀式とす。其發生發達の過程は、實地の必要より來りて、萬人知らず識らず之に由り、久しうして竟に意識して之に由るに至りて成るもの、不判明なる慣習より漸く化して判

明なる儀式となるもの即ち是なり。凡そ斯かる儀式は、毎に社會的儀式の性質を有し、獨立自存の性質を有するは勿論なれとも、社會の發達に隨うて、時に或は國家の權威[七五]又は宗教の管理[七六]を借る者なしとせず、[七七]斯の如きは畢竟社會の一層發達するに於いて消滅に歸すべきものとす。

斯の如く三種の有形的淵源より發生する儀式の發達して成る所は、之を大別すれば法制及儀式の本部即ち是なるが、儀式の本部は更に復二目に分る、第一は宗教的儀式にして、第二は即ち社會的儀式なり、社會的儀式は即ち禮儀にして、發達せる社會の實際に於ける儀式の中核を形成す。禮儀に對して宗教的儀式を宗儀と呼ぶ。

第一。宗教的禮儀即ち宗儀は、法儀、祭儀、喪儀[七八]を主とし、

七五　官權吏權の發なる處に於ける官民の間際に於ける禮儀の如きは此例なり。

七六　歐洲に於けるクリスマスの贈物、カルナヴァル祭の嬉戲、花祭の如きはその例なり。

七七　凡そ繁文縟禮と稱するものは多く此類なり。

七八　葬り葬儀のみならず、服忌觸穢亦此に入るを以て之を喪儀と概稱するを要す。

七九　記念像除幕式のごとし。

冠婚の儀式亦往往此に入る。就中法儀には機關的と個人的とあり、甲は宗教機關たる寺院の內部に固有なるものにして、各種の講式是なり、乙は各個人の行事として存するものにして、歸依、拜神、祈禱、懺悔[ざんげ]の儀式等是なり、是等は皆世運の發達、宗教の發達と共に、漸く其重要の度を減じ、宗教に隨うて浮沈するを妨げざるものなり。祭儀は即ち祭禮に於ける儀式なるが、その宗教と密關するは勿論なれども、死者を記念し、表彰し、尊尚するに、何等宗教的意義を含まざる、純然たる社會的儀式を以てするあり。[七九]時としては喪儀と雖も、宗教的儀式とせずに存立する能はざるに非ず、殊に觸穢は夙に消滅の運に向ひ、服忌も亦之を顧みざるを普通とし、以て文明の勢に協ふとするものすら

之有るを見るに至る。

第二。社會的儀式卽ち禮儀は、婚禮、冠禮、慶賀禮、弔禮、辭令、應對、贈答、饗宴、舞踏等なり。是等は宗教の勢力の強大なる社會にても全く宗教より離存するもの多し、是れ其特に社會的儀式と稱せらるる所以にして、凡そ儀式は何れも漸く此に向うて發達し行く。是故に以上の所述を綜合すれば、社會の發達するや、儀式廢れて禮儀興るの大勢は明なりとす。

儀式の論については、スペンサルや、所謂儀式制度の篇[八〇]を以て詳細に敍述の筆を用ゐたり。風俗慣習の概念の下に禮儀を沒却するは、ダルド、ギュイヨオ、ブレンタノオ及ロッス等皆其弊に陷れり。禮儀の發達は最も支那の社會、次いでは日本の社會に見るべき者、蓋し希臘羅馬既に逝いて、中世新に獨佛英の社會の興起を見る、社會の新造なるや、大

八〇 Spencer: Principles of Sociology.

に禮儀の發達の觀るべきなきは固より其所、支那を顧みずして社會學上禮儀の研究を了へむとするは過のみ。

西人の社會の實際にては必ずしも諸種の儀式禮儀を具有せざるに非ざれども、古來其聖哲の禮儀を敎ふること、東洋に於けるが如く綿密周到、且熱心ならざるなり。法制と禮儀との關係は最も支那、次いで羅馬に於いて見るべく、宗敎と儀式との關係は、亦之を所謂基督敎國にも見る可し。

儀式の職能を擧ぐれば左の如し。

第一。社會人衆の行爲は、その境遇と共に千趣萬樣なるがために、往往撞突不和を免れず、儀式は少くとも其形式を整齊し、此間を調攝して圓滑和融ならしむ、卽ち儀式は人衆行爲の調和を促して、先づ社會的協同生活の秩序を將來するに與りて大效あり。

第二。儀式は行爲の修飾を效果す、而して修飾の樣式は社交の調子に影響し、社交の調子はやがて社交性の調子を爲し、乃ち以て儀式の當該社會に固有にしてまた普通なるの性を致す、此固有性及普遍性は、卽ち社會の秩序を將來して、社會統制の機能の上、直接至大の效果を成すものとす。

第三。儀式に於ける整一性は、其史的發達と契合するの規定と、其共同行事を以て事項とするの事實と、相應じて社會文明の發達に與かること至大なり。殊にそが人衆の生業に附隨せずして遊動的行事に附隨するより、儀式は自然に美術と提携し、且共同的社會的に美術的行動の普及擴衍を介助す、かかる效果はすべて禮儀に最も顯著なり。

第四。儀式に於ける嚴肅恭敬の意識は、社會的生活の反射として、人を內省、深沈、靜慮の境に置くに於いて宗教と相提携するの效果を呈し、而して其間自然に秩序、統屬、從順等の諸性向を馴致す、是れ敎化の重要なる事項たり。禮儀の最も此に適切なるは前項に準ず。

第五。儀式の發達は社會の發達に連れて來り、その淵源は三種に由り、風俗慣習と進步の程度の上に密に相關し、その分化するや法制及禮儀となり、以て社會發達の程度に對する一の標徵を供す。儀式は其初や幅を廣うし、其終や高さを高うし、遂に禮儀に於いて社會秩序の一大要項となり、社會文明の一面の修飾となる。

第六。禮儀は儀式の最も發達せるものなるが、その更に大に發達するや漸く道德を形成するに向うて進む。禮儀は行事なり、行事の進捗は久しうして亦之に應ずる德性の涵養を助く、斯くして心身內外相應じて進み成せるものは卽ち道德の一部に外ならず。上の二項は是れ儀式の間接職能なり。

儀式は、民族社會により、又其發達の程度により、其種類及繁簡を異にす。

歐西の社會には宗教的儀式多く、其極冠婚も、社會的儀式としての發達を遂げずして、亦宗教的儀式に屬す。宗教的儀式の中、殊に講式は歐西宗教及社會の發達に連れて衰廢に向ひつつあり。政治的、淵源を有し、若くは政治の權威に藉るの儀式は、最も政權の專制あり易き社會に繁多なり易きこと、猶宗教的專制と宗教的儀式との關係のごとし。是等は、東洋、殊に支那の社會に最も著しく見る所なり。

凡そ一社會に於ける儀式の繁簡に關して、遺る可からざる要件凡べて四あり。第一は歷史、卽ち社會的閱歷の多少なり、儀式は慣習の如く無意識的積聚には非されども、猶多少の保守性を共有にし、爲に社會の舊きほど儀式の繁を加ふるの傾向あり。第二は權威の大少なり、政權の專制あり易き社會には政治的淵源の儀式の繁なるを見、宗教的專制あり易き社會には宗教的儀式の多く存するを見る、以上の二者は儀式の積極的要件なり。第三に凡そ權威者の衰弱は儀式の繁なるを簡にするもの、第四に凡そ儀式の自由行動に進化する、卽ち道德の域に進むは亦儀式の簡を加ふるもの、是れ儀式の消極的二要件なり。すべ

て一の社會に在りて、儀式の繁簡は是等四要件の共働の總果によりて消長す。

米國の如きは最も儀式の簡なる國なりといひ、以て誇る所なるが、そが果して二種の消極的要件に富めるが爲なるか、將た單に積極的二要件に乏しきが爲なるか、之を精査せざれば、未だ俄に誇るべしや否やを定め難く、隨うて米國に於ける儀式統制の將來を論定し難しとす、現に宗教的儀式は、米國必ずしも歐洲より進めりとせざるにも徴すべし、我國に於ける皇室に對する禮儀を論ずるもの、亦最も此四要件に注意するを要す。

第十節　宗教

宗教は教化の事項の最も古き者、最も遍き者、亦最も重要なる者の一なり。宗教は、其信仰に於いて個人心的事項たり、其教義に於いて社會心理的事項たり、其教會其組合に於いて社會の制度たり、機關的事項たり。抑、宗教の社會機關として存在するや、社會の原始狀態に在りては、他の諸の機關と同じく不判明なれども、而も他の諸の機關に率先して判明なる機關を成す。宗教機關の判明なる成立を告ぐるの時は、是れ宗教教義の既に信條として成立を了せる以後なるを證し、信條教諦の成立は、實に更に信仰の人心に成立せる以後なるを證するもの、故に宗教や社會の運營に於いて極めて古き年代を有するものたり。

宗教とは何者ぞや。此に對する解答は種種にして一定せざるも、斯學の研究上、最も便利なる、最も廣義なる義解に隨ふときは、宗教とは信仰の形式を以て人間行爲の規

定を敎ふる者の總稱なり。今此義解の意味を明にせむが爲に、信仰の何者たるかを明にするを要す。

第一、信仰は體認なり。信仰は研究に非ず、研究は眞僞の決定に至らずして之を求むるの過程なり、信仰は、或は眞、或は僞、既に決定を得て之を體認するものなり。但し信仰や、或は研究の結果、なることあり、或は研究を經ずして來る者あり、是れ信仰に於いて問ふ所に非ず。乃ち信仰は體認なりとす。

第二、信仰は絶對的體認なり。信仰には、人間の理性に賴りて成る者あり、悟性に賴りて成る者あり、又感性に賴りて成る者あり。是故に信仰は、或は直に道德的情緒より入り、或は推理的知識より入り、或は又單純なる感覺的情性より入るも、其信仰となるに於いては必ず確なる把持を有す。把持の堅確なるは即ち信仰の度合なり、信仰は深さを有すとは此の謂なり。信仰に於ける體認は、一切の疑惑を容るべからず、卽ち絶對的に體認せられざる可からず、所謂度合、所謂深さの絶對的となるに至りて、信仰乃ち成る。體認は固より主觀的事項なるを以て、絶對的體認の效力が人によりて異なるは固よりなり。

第三、信仰は主觀的絶對的對象の絶對的體認なり。信仰は對象を有す、信仰の對象は絶對的體認の對象なり、故に此對象は、亦體認者其人に取りての對象ならざる可からず、斯かる對象を名づけて主觀的對象と謂ふ、乃ち信仰の對象は主觀的絶對的對象なり。斯かる對象は、殆ど客觀的

絶對たるを得ず、客觀的絶對は、其存するや竟に恒久の存在なるも、到底信仰の對象となるを必期すべきものにあらず、人人が取りて以て自個信仰の對象と爲す所の者は到底主觀的絶對の外に出づるを得ず。是故に人智の開發するに隨うて、這般信仰の對象亦次第に暢開す、而も其常に主觀的絶對的對象たるは則ち一なり。

以上の說述を以て、信仰の何者たるかは明なり。宗敎とは此形式、卽ち主觀的絶對的對象の絶對的體認を以て、人間行爲の規定を敎ふる者の總稱なり。此主觀的絶對的對象を呼びて神と謂ふ。

敎化の事項として宗敎を考察するに注目す可き點は、右の說述に由りて、約して二項とすべきを知るべし。第一は體認是なり、第二は對象是なり。

第一、體認。體認は度合卽ち深さを有す、各人に就いて其絶對的なる者卽ち信仰なるが故に、信仰を吟味するは卽ち社會人衆各個の人格の發達に就いて、其實現的性格の發達程度を觀取する所以なり。而も體認は尙單純なる形式的事項たるに過ぎず、宗敎の考察に於いて最も興味の多趣なるは實に對象に在りとす。

第二、對象。對象は各人の主觀的絶對なるが故に、各人人格の發達について、理想的性格の發達を徵するは、是より善きはなし。且其方面亦多趣にして、頗る人格の多面的發達を徵するに足る者あり。蓋し體認は實現の極限にして對象は理想の極限なり。

宗教の職能は之を二重に分類すべし、一は社會的及個人的の二綱なり、二は直接及間接の二綱なり。

第一、社會的直接職能。宗教の直接職能は、宗教が直接に自個の運營を以てする所の教化上の職能なり、社會的直接職能は其直に社會に效果する者にして、教化上宗教の效果の最も直接なる者なり。

甲、原始的進歩。宗教は、其本質を精査するに、實に不平等關係の最も完全なる發現なり。甲者の心意能力と乙者のとの不平等なるに於いて、茲に心意能力のポテンシアルの差を生じ、此ポテンシアル乃ち宗教思想の形に於いて、其大なる甲より小なる乙に向うて流通す、而して支配的現象茲に起る、此現象は卽ち動的方面、關係的方面より見たる信仰の眞相なり。凡そ品性の闕損、知識の不完、境遇の缺陷、運命の翻弄の如き、皆此不平等關係の緣となるものにして、乃ち宗教信仰生起の緣となる。宗教的ポテンシアルは、毎に這般缺陷弱點の存する方面に向うて流動す。是故に宗教は、社會に於ける先覺後覺の間に融通の途を開き、社會水準の上に頭地を拔ける者、その超群の造詣を以て、一般社會水準を揮擢し啓導する所以の重要機關となる。信仰の古く、信條亦古く、教會組合の亦頗る古きに於いて、政治機關の成形の未だ其期に達せざるに先だちて、宗教は夙に這般不平等關係より生起する進歩を實現するの職能を成す。抑人體の歩行は、不釣合の裏に釣合を著恢復するに於いて行はる、絶對的釣合は人體靜止の狀

態にして、此際人體の移動あることなし、不平等關係より進歩の誘致せらるる、其理亦實に斯の如し。宗教は就中不平等關係の絶對なるに其本質を有す、是れ宗教が先づ原始的進歩の職能を成す所以にして、而して宗教の本質を考究するに最も注意を要する要項なり。

乙、人心の統一。宗教は教化の上に殆と絶對的效力を有す、乃ち其社會人衆の心に於けるや、能く人心の小異同を沒却して以て統一に向はしむ、是れ宗教の職能の隨一にして、實に社會統一の扶植に與りて最も著大なる效力ある所以なりとす。

丙、統屬的情性の涵養。宗教に於ける對象、卽ち神は、各人理想に於ける絶對なり、信仰は之が爲に尊崇の形式を取り、而して優者劣者の關係、殊に統屬的關係茲に生ず。統屬的關係は社會體制の上に大切なる事項にして、此關係をして人の情性に基礎を置かしむるは、宗教の職能の重要なる一なりとす。神政政治に於いて、宗教思想の最高對象に應ずる者社會體制の最高位を占むるが如きは、卽ち其效果の一例なり。

第二、個人的直接職能。直接に個人の上に效果を及ぼす者は宗教の個人的職能なり。

甲、自覺。信仰に於いて人心は其最も強き作用の根柢を取得す、而して人心の作用に於ける此力は、宗教教諦の文野を問はず、故にまた社會文明の熟否を論ぜず。自覺は多く粗野なる信仰の基本にあらずして、信仰却りて自覺

を促すの緣となる、是れ宗教の個人的職能の原始的なるものなり。

乙、安心立命。宗教の個人に及ぼす效果を問へば、先つ安心立命を以て應ずるを常とす。蓋し人の稍〻進みて意識的生活を營むや、我一生に關し、世界の運命に關し、雜多の疑問紛然として起るは、固より其所、力を竭して之が解釋に力め、其解釋を得て以て所謂安心立命の域に到らむとす。人人其力の極を以て此疑問を解釋するも、必ずしも絕對完全なる解釋を期す可きに非ず、而も人人の能くする範圍內に於いては、宗教的解釋や、理想の上よりも、亦實現の上よりも、卽ち對象及體認の兩面より絕對完全なる解釋にして、其造詣や實に當事其人に取りては絕對的安心立命の境地に外ならず、是れ卽ち宗教の個人的直接職能の二なり。

丙、進善除惡。宗教の個人に於ける、人の內面的生活に向うて安心立命の本據となると共に、其外面的生活に向うて進善除惡に向はしむ。凡そ一切の宗教は、其以て善と爲し以て惡と爲す者の精粗單複は極めて多趣なりと雖も、皆各善惡とする所を具へ、善を勸め惡を懲らすの機能を具へざるはなし、其個人に於ける效果は、多少行爲の規定を與へて品性の上進を促すに存す、是れ宗教の個人的直接職能の三なり。

丁、社會的自覺。宗教は各人に向うて絕對的なるが爲に其大同は他の小異を沒却し、其大異は他の小同を沒却

す、乃ち同一社會に屬する者、同一宗教の下に敎化せらるるときは、人衆各個の間に同胞の感念を發揮し、異宗敎の下に在る所の他の社會に對しては公敵の感念を發揮す、斯かる感念は乃ち社會的自覺を促進する者にして、之を宗敎の個人的直接職能の四とす。

第三、個人的間接職能。個人に效果する宗敎の職能にして間接なる者あり、是等は宗敎が美術、禮儀、若くは法制を通じて上述の職能を效果する者にして、實に宗敎の職能と是等の事項の職能との合體より來る、之を個人的間接職能とす。

第四、社會的間接職能。宗敎は、直接に社會及個人の上に效果を有するのみならず、亦實に他の敎化事項を通じて其效果を成す、且宗敎は、啻に是等の事項を通じて作用するのみならず、亦實に是等事項の發生發達に與ること大なり、蓋し宗敎は他の事項に先だちて發生し、他の事項は宗敎の發達に連れて發生す、之を宗敎の社會的間接職能とす。就中其較、直接なるもの二は、特に之を擧ぐるを要す。

甲、敎諦の智能的效果。信仰の對象は卽ち神なり、信仰の事項は卽ち敎諦なり、信條なり。敎諦信條には文野の差あり、精粗の別あり。社會の發達は、先づ信條の精粗に影響し、敎諦の文野を效果す、而して精醇にして高尙善美なる信條を有する民族は、之を通じて更に社會の發達を成すに成功すべし。

乙、教會組合の社會的效果。宗教の發達するや、教會起り、組合成る、而して是れ皆社會發達の爲に重要なる職能を成すに堪ふ。教會は宗教の中心たると同時に、社會的精神的交通及協同作業の中樞となり、組合は啻に宗教思想の活動の中樞機關たるのみならず、最も數種種美術文藝工業等の活動中心を供す。[八一]

宗教の義解については、超絶的對象に限りて以て神と爲し、超絶的體認に限りて以て信仰と爲す狹義の解と、本文掲ぐる所の如き廣義の者とあり、前者後者共に學問上の取扱としては得失あれど、前者は往往進める宗教を認めざるより來る者なるを以て、誤謬ある歸結を誘致すること尠からず。

敎化の事項としての宗教の取扱は東洋の教學夙に之を主眼とし、歐西も亦人類學者、社會誌學者、及所謂比較宗教學者の一群を除くの外、皆之に赴く。就中宗教の最進の範圍まで想到して、合理的取扱を此に試みたるを、輓近社會學者に在りとす。サンシモン、[八二]コムト、[八三]近くはフンクブレンタノオ、[八四]タルド、[八五]殊にギュイヨオ、[八六]ド・ラヴレイ[八七]等に見るべく、ヘンダルソン、[八八]ビッドル、[八九]ロッス[九〇]の如きは、宗教の意義を以て全然社會的と斷ぜり。

宗教の範圍に關する名目の爭は、要するに些事ながら、宗教の職能をば、未開時代にありしが如く開明時代にもあるべしと斷ぜむが爲には、必ず發達の觀念を廣うして發達の意義を含ましめ、而して其職能を恆久ならしむる、是れコムト等の取る所、亦本著の取る所なり。

宗教の發達を踪蹤するは、宗教の義解に本づき、之を三段に解說するを便とす。第一段及第二段に於いて宗教の形式卽ち信仰の發達を敍し、就中第一段は信仰の對象たる神の發達を敍し、第二段に於いて體認の發達を敍す。第

八一　歐洲中世に於ける Orders に見るべし。Benedictine Order の規則寫「不斷の勤勞」といふことあり、其事項として(一)沼澤を平げ疾疫を勦滅し(二)ふ經(三)農耕及工業に改良(四)學校及學問の上進經營(五)物語及頌歌の作文學上の貢獻などなり。E. F. Henderson: Select Historical Documents of the Middle Ages, pp. 274-214. Adams: Civilization during the Middle Ages, p. 136.

八二　Doctrine de St. Simon p. 340—之を論ず。

八三　實理教の書甚だ多し、Discours sur l'esprit positif p. 38. 亦大にこれを論ず、乃ち祭天教、多神教、一神教を別ち、其心的職能、社會的職能と分ち論じ、更に宗教の發達して一神教となるは、全く學術の隆なりといへり。(二六頁)

八四　Civilisation. p. 109—

八五　Logique sociale, Chap. VI p. 257-283. 宗教を合理的の者とし大に之を重んず、L'avenir religieux des peuples civilises (p. 100). にいふ、現存の教儀は學術と反對し、一切の專制及特權と協同するが故に、劇甚なる攻擊を受け、零落に至るべきに似たり。卽ち一切の宗教の消滅は昔日く否、人は本來宗教的實在待すべしや、

八六　Civilisation. p. 109—

八七　Logique sociale, Chap. VI p. 257-283. 宗教を合理的の者とし大に之を重んず、L'avenir religieux des peuples civilises (p. 100). にいふ、現存の教儀は學術と反對し、一切の專制及特權と協同するが故に、劇甚なる攻擊を受け、零落に至るべきに似たり。卽ち一切の宗教の消滅は昔日く否、人は本來宗教的實在待すべしや、

三段に於いては宗教の實用、卽ち人間行爲の規定の發達を敍す。

神の發達は、從來或は之を拜物的、多神的、一神的の三等に分ち、或は多神的、一神的、凡神的の三等に大別するの類、學者の慣行なりしも、是れ必ずしも最も的當とすべからざるに似たり。多神より一神に進み、更に凡神に進むの間に於いて、人間思想の開展は大に之を見るべきも、信仰の對象の類別は單に其數の單複のみに據るべきに非ず。近時ラ、グラッスリイは最も的實なる宗教の社會學的論究を成し、神の分類についても頗る周到なる見解を提出せり。[九一]

神を類別する標準は凡べて三あり、第一は性質種類なり、第二は數の單複なり、第三は表象の形態なり。

第一、分類。神を其性質種類によりて分類するときは三種となる、此分類は最も重要なり。

第一、物的の神。物的の神は唯物的觀念にして、思想、自覺、意識、等何等の人的性質を具へざる神なり。是等は唯人間生活に對して危懼怪訝の對象となり、卽ち非常性を有するよりして崇拜せらる。拜物教とは物的の神を有する宗教のことなり。更に分類を要すること左の如し。

甲、個物的。物界に於いて、一個若くは若干を取り出で て崇拜する者、是なり。

伊、非情的。全く意識を有せざる者卽ち非情物を神とする者、一塊の石、一片の木葉を崇拜するの類、是なり。

呂、有情的。少しく意識を有する者卽ち有情物を神とする者、動物崇拜是なり。

トオテミズム、暫く之を徽號崇拜と譯す、これ右の呂種の一例なり、

なればなり、道德は宗教以外には基礎なく、道德以外には正義なく、社會秩序なし、云々。

八六 Guyau: Irréligion de l'avenir. Etude sociologique.

八七 Emile de Laveleye: Essais et Etudes. II.

八八 C. R. Henderson: Social Elements. 1898. 曰ふ、宗教は理想的眞善美に對する期望にして、絶對完全の實地到達を期すべきものに非ず。(p. 203) 宗教は人間的、世間的なるが故に現實なり。(p. 204) 教會の職能は社會的統一に存す。(p. 263) と。而して宗教の將來については、思索的生活よりも實用的行的生活を重しとし、國貧民の福祉を圖り、教化及諸般の愛國的事業に勤勉するは、宗教の將來を永くする所以にして、夢想に耽り、社會的義務の負擔を忘避するは宗教の自ら滅ぼす所以なりと論ぜり。

八九 Jacob A. Biddle: Social Regeneration. 1896. に至りては、宗教と社會との關係を論じ、"生卽ち神なり"、"Life is God." "生物學卽ち神學なり" "Biology is Theology" の立脚地より、論ずるよりも寧ろ說けり。

九〇 Ross: Social Control.

九一 Raoul de la Grasserie: Des Religions comparées au point de vue sociologique. 1899. 氏は一切の宗教を二十二類の著目點より分類せり。

多く母系族若くば部族の社會の特徴として行はる。

乙、全般的。物界の全般を取りて之を崇拜の對象とする者、物界の全般は物質的宇宙にして、卽ち初等なる祭天教是なり。

祭天教にして唯物觀を離れて合一觀に入るときは、卽ち凡神教となる。祭天教と凡神的との區別は、其神が唯物的なりや將た合一的なりやに存す。

第二、人的の神。人的の神は、更に進みて人間性を有するに至れる者にして、卽ち人間と同等以上の神なり。是等が信仰の對象となるは、亦信仰者が自個に對して之を優勝と看做すに出づ、卽ち威力、强力、智力、恩澤、德望等の方面より、自個に對して優者と看做す者を信仰するなり。更に之を二別す。

甲、具體的。具體的の人を崇拜する者にして、卽ち曾て生存し若しくは現に生存する某某特殊の人物を崇拜するもの、是なり。

乙、抽象的。實地に生存せるの有無を問はず、或る人格を抽象的觀念として構成し、之を崇拜の對象と爲す者、是なり。

祖先崇拜は右の甲種の一例なり。多く父系氏族若くは部族部落の一特徴として行はる。多くの宗教を見るに、具體的と抽象的との辨別の判然たらざる者多し、釋迦を信ずる小乘佛教、基督教の三位一體說の如きは、明に抽象的崇拜に赴かむとして而も具體的を免れざる者とす。具體的の中に就いて、過去の人と現存の人との區別あり、多くの宗教は、亦同時に現存の具體人を必要とす、羅馬法王の勢力の中古に

於ける、暫く此性質を以てしたりき。

第三、理的の神。物的といひ、人的といふ、尚宇宙間存在の見在的事物たるに過ぎず、人的の神に於いて此見在的事物の最高級に達し、而して其抽象的神を形成するに於いて、漸く人としての見在的事實拘束を脫却するの端を開く、此拘束を脫却して完全なる者は卽ち理的の神なり。

理的の神は殆ど今日宗教論者の所謂神の範圍外に置かる、卽ち哲學的又は學問的神なり。蓋し今日宗教の爲に論辯する者は、概して自個の宗教を以て最高の宗教と爲さむが爲にする者にして、宗教の絕對的性質上然る者なり、乃ち佛耶二教を以て宗教の最も發達せる者と爲し、佛教の中最も高尙なる大乘教を以てするも、其理的の神眞如と、假託の神との間の關係は幾分の曖昧を存するの已む可からずして、純然たる理的の神を信仰する宗教として標榜するには、尙若干の

距離ある者とす。

第二分類。神を數によりて分類するときは左の三種となる。

第一、多神教。多神教は二個以上の神を有する宗教なり。多神教は、多くは物的の神、若くは人的の神に於いて之を見る。但し物的の神の中、全般的なる者は此に入らず、人的の神、亦能く一神教なるを得べし。

第二、一神教。一神教は最上の神として唯一神を崇拜する宗教なり。之を細別して二と爲す。

甲、單一神教。是れ通常の一神教なり、最上の神として唯一神を崇拜し、全く他を排斥す。此種の宗教は、宇宙を觀察するに於いて必ず超絕的の神を求む、宇宙に卽いて神

を求むる者にあらず。

乙、複一神教。是れ最上一神の下に猶小神を認むる者にして、固より是等の小神は最上一神に統屬す、是れ較、宇宙と神との關係を緊密にし、最上一神の超絶的性質をば幾分か減殺する者なり。[九二]

單一神教は、發達せる耶蘇教、猶太教の如き其例少からず、複一神教は、印度の吠檀達の如き、是なり。複一神教は單一神教と凡神教との過渡に在りと謂ふ可し。

第三、凡神教。凡神教は全く超絶的の神を認めず。宇宙萬有に卽いて直に神を認むるが故に、神は宇宙を超絶することの代りに數の關係を超絶す。卽ち其全體よりして之を觀れば、之を一と謂ふも可、其部分よりして之を觀れば各之を一と謂ふも可なる者。而して理的の神は此に於いて全しとす。

儒學の凡神的觀念なること、學者の定說爭ふ可からず。耶蘇教の信仰、亦進める學者の間には漸次此に向ひつつあるの事實あり。

凡そ數の關係は信仰の統一に於ける發達を見るに足るのみ、神の性質其者の如く重要とす可きに非ず。

第三分類。表象の形態より神を分類するときは五種となる。

第一、偶像。偶像とは形體を具へたる物像を作りて之を崇拜の對象と爲す者の總稱なり。偶像崇拜は、必ず其が實有せざる種種の性質を附加して、以て崇拜の對象と爲す者なるも、其物的の神なるは言ふまでもなし。

九二　Müller は之を呼ぶに Kathenotheism を以てせり。

第二、自然物。自然物とは自然の存在にして崇拜の對象と爲る者の謂なり。山川、草木、岩石、雲霧、地震、雷霆の如きより、進みて日月星辰の如きに至る、是なり。

自然物と偶像とは、時として之を區別するに困難なることあり、例へば岩石の如し、斯の如きは必ずしも之を區別するを要せず、蓋し宗教上の性質は兩者の間必ずしも大差ある者に非ざればなり。自然物及偶像は固より非情物なりとす。

第三、動物。動物を崇拜の對象とする者、亦多小實有以外の性質を附加すること前二者の如し、茲に至りて神は初めて多少有情物の範圍に進める者とす。

第四、人。人を神とするには其實有以外の性質を附加するを否とあり。

第五、觀念。上來の四は皆具體的對象なり、觀念を對象とするに於いて始めて抽象的となる。

觀念の中には、人の抽象的なる者亦此に入る、理的の神は固より是なり、全般的物的の神亦此に入る者とす。蓋し全般を思念することは、觀念に非ざれば不可能なればなり。

神の種類を概約し、各其所應を示せば左の如し。

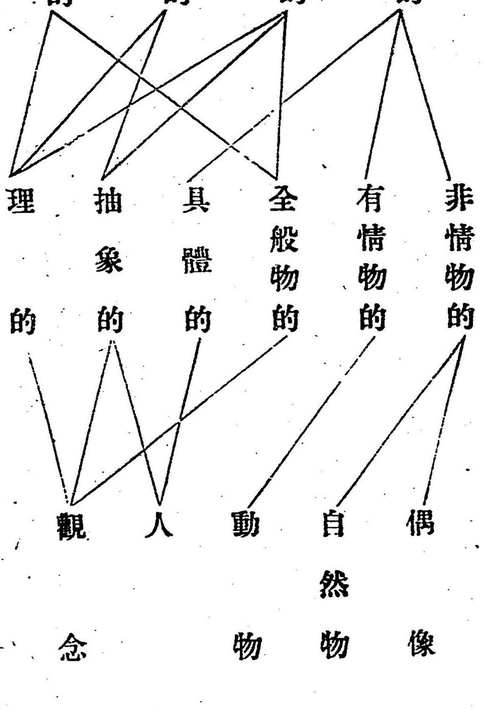

神の種類及其發達より容易に想像せられ得るが如く、體認は斯かる對象を取りて之を信仰に成す所以の方法なるが故に、神と體認との密に相關係すべきは明なり、殊に神の形態の如きは、殆ど全く體認より規定せらるといふも不可なし。體認は神と各人自個との關係にして、體認の發達は、神の發達と宗教が敎化の要項としての發達との關鏈なり。體認は純然たる精神的事項にして、之を類別するは頗る困難なるも、今其著き者について之を試み、之を約して三等とす。

第一、崇拜。崇拜は、神を以て全然自個に對して超絶的の地位に在る者と爲し、思議す可からざる者と爲し、崇敬畏服を以て之に事へ、毫も自個と神との一致契合の點を

得可からずとする者なり。

第二、信奉。信奉は、神を以て自個以上の實在と爲し、超絶的の地位を認むれども、全く思議す可からざる者とは爲さず、神と自個との間に、多少融通契緣の出來得る者と爲す、卽ち神の體は思議す可からざる者なれども、其示現に係る所の者によりて、吾人は神の幾分を知るを得べくして以て契合を圖る可き者なりとす。現今進める宗敎に於ける體認は、多くは此信奉なり。

第三、契識。契識は、神を以て全く超絶的の實在と看做すことなく、我に於いて神は存し、神に於いて我は存すと認め、卽ち神我の同存一體を確信明認する者なり。是故に神は契識に於いては、決して思議以外なることなく、寧ろ

思議其者の中核を形成す、神は卽ち一切の思議界の最も靈妙明覺なる者なりとす。

宗教の人間行爲の規定としての發達は、卽ち宗教の實用的發達なり。宗教既に信仰なれば、其人間行爲の規定としての效力は、信仰の完否によりて決せられ、其範圍は則ち宗教の倫理的内容により決せらる、故に今宗教の實用的發達の取扱は、宗教の倫理的内容の發達を概觀するを以て足る。こは概して之を三期に攝す。

第一、命令的規定。命令的規定は、信仰上の崇拜と相應じ、服從を以て體と爲す、初等の宗教思想に伴ふ者にして、命令する者も、命令せらるる者も、極めて單純幼稚なるを常とするが故に、斯かる規定は甚だ單純幼稚なる内容を有するを常とす。各種の初等なる宗教は皆之を以て起る。蓋し之を奉ずる者既に超絶的地位を以て神を遇するが故に、其實地生活に影響すること甚だ親近なる能はず、其斯く影響し來る者も、亦唯威壓服從の形式を以てするに過ぎざるを致す。

耶蘇教佛教の如きも亦實に斯かる部分を有す、山上の十戒、五戒の如き、是なり。

第二、教導的規定。教導的規定に至りては、漸く宗教の發達して、神人の鴻溝頗る親近に至るの後に生ずる者、形式上には信奉に應ず。教導者は、世上の事物、如何に之を處す可きかを民人に教ふる者なり、乃ち其内容も亦大に進みて宗教と實世間との關係頗る近密に赴く。多くの宗教

は今現に此地位に在り。

佛敎の主なる職分は敎導に在り、耶蘇敎亦多少の命令なきに非ざるも、敎導を主とするは則ち同じ、儒敎も亦其未だ發達せざるや殆ど單に敎導を以てせり。[九三]

九三　若し夫れ發達を顧れば、佛敎の發達は此實用的方面に於いてせずして究理的方面に於てし、儒敎の發達は究理的方面に微にして實用的方面に著く、耶蘇敎に至りては、自體は發達を成すことなく、究理的方面は他の哲學及科學に於いてす。斯く分れて發達せるの效果、哲學及科學は着き進步を成し、而して宗敎は常に是等の發達に對して追隨これ力むるの有樣なり。

第三、契識的規定。宗敎の實用的發達の究竟は神人の合一に在るが故に、既に此に至るときは、信仰の形式と規定の形式との間に間差なく、卽ち契識的信仰に應じて契識的規定あり、是に於いて、倫理的內容卽ち宗敎的內容の全般と合一し、而して神は超絶的ならず、宗敎は實用的性質以外一毫の不純を有せず、之を宗敎發達の究竟と爲す。

儒敎の發達は卽ち此方面に向へり。佛敎は亦其大乘に於いて契識的規定に向はむとせり、但し一方に華嚴法華の如きは、究理に於いて究竟地に到達せるも、如何にして身に之を體すべきかに於いて迂疎を免れず、一方に眞言、禪の如きは、身に體するに切なるも、究理を排するの傾ありて、知識の內容との相關を詳にせず。儒敎は初め敎導的規定の形式を以てせるの際より、力めて經驗世界の外に逸せず、故に其未だ發達せざるや、宗敎的性質は頗る淺少の觀ありしも、其發達をして萬般の究理の結果と協合せしむるに於いては綽綽として餘裕を存せり、而して實用的發達を遂ぐるに於いて遺憾なく、哲學科學の造詣と駢進して、以て其機能を成すを得るなり。

凡そ宗敎の發達は、斯學に於ける一大問題なるが、種種の困難は其研究を沮害して、今に於いて尚未だ大に明瞭なる能はず。宗敎其者の絕對的主觀的性質、東西二文明の相互を理會せざりしこと、等は其主なる原因なり。今聊か這般の障碍を脫して、發達の蹤跡を概括せること本文の如し。發達をば宗敎の性質に隨うて三大綱に分てること、神の發達をば三綱の標準よりせることとは、聊か創意に屬す。從來の學者、人類學、社會誌學、比較宗敎學の諸家は、雜多の事實を臚列するのみにて甚だ要を得ざる者多し、マックスミュルレル[九四]の宗敎論の如き寧ろ出色

九四　Max Muller: Science of Religion.

といふべき程なり、ラオウル・ド・ラ・グラッスリイの研究は、著者の研究の後に出でたり、這般の研究は其前程尚遼なりと謂ふべし。

第十一節　美術

凡そ美術とは美感の對象すべて是なるが、美感の方式、即ち心理的基礎については種種の見あり、[九五]美感の實質、即ち倫理的社會的基礎について、其中樞を尋ぬれば、理想の近接即ち是なり。美感は理想に近きものを捕捉し得たるに生ずる快感、滿足の情緒なり。美術に固有なるは、此理想の近接即ち是にして、所謂美的理想のみならず、善的理想、眞的理想の近接、皆美感の實質たるを得。但し此理想は本來無意識なるを、美感の對象即ち美術の品物に接して、始めて意識に上り、髣髴として理想の幾分を意識界に主觀的實現するに於いて美感は乃ち成る。嚴密に美術といふべきは唯此主觀的實現の效果に在りて、客觀的の美術品は必ずしも與らず。[九六]

美術は[九七]之を大別して二と爲す。

第一。自然美術は人工に由らずして自然に存在する美術なり。山水の風景、草花の色彩、禽鳥の和鳴、秀才名媛の風姿より、人間社會の出來事、歷史傳記の如きは、皆是れ自然美術なり。自然美術は、自然が提供する所の者を供用するに止まるが故に、美術の理想的精醇は其極致を期するに由なし。而も人文の未だ進まざるや、人間の美的敎化は大に這般自然美術によりて致され、後來人造美術の性質、

九五 就中直覺を以て此に擬するの說最も勢力あり、但しこは社會學上不必要なる分析なり。

九六 此理想に關する見解は、スペンサル、カント等と、ギュイヨー、フイエ等の社會學者との間に大の逕庭の存する所にして、前者は現實の事物を幻影空影として取扱ふ美術とし、後者は幻影空影を現實として取扱ふ美術とす。Fouillée: La Morale, l'art et la Religion d'apres Guyau. p. 27.

九七 勿論文學亦之に屬して包含せらる。

亦往往其規定を受くる者、社會の天然的規定として、自然美術の效果は亦輕小に非ずとす。

第二。人造美術は卽ち人の理想に隨ひ、其表現として製作せられたる美術にして、純理想的となり、人間の美的感念の理想し得る極致を表現せむと擬す。此極致の性質は、美術と宗教との共通性質にして宗教が充全の表現の爲に最も屢、美術を借る所以なり。人造美術の發達は、理想の發達に繫りて存するも、到底其成分として見在的事物の外に逸出する能はず、又到底其程度として美術家の理想の極致以上に逸出する能はざる者なり。繪畫、音樂、美文、演劇、彫刻、建築、造園は人造美術の目なり。

美術の敎化に於ける職能は左の如し。

第一。個人的職能に三項を擧ぐべし。

甲。人間の美的感念を誘發開暢して、麁を細と爲し、俗を雅と爲し、情性の淘冶を成し、風俗の修飾を成す。

乙。人間に美的趣致を敎へて、向上的理想的精神を鼓舞す。

丙。人間に理想的境地を與へて、見在の執著より遊離せしむ、所謂忘我優遊の境地に人を寘く。

第二。社會的職能に三項を擧ぐべし。

甲。社會的記號を進歩改良するに在り。

乙。美的感念の同一對象に緣れる誘發より、及社會的記號の同一なる使用より、趣味の一致と觀念の整一とを誘ひ、以て社會人衆の相互の間の同情を增進し、乃ち以て社

會的統一を增進す。此性質は殊に音樂に於いて著明を極む、古來音樂が治國の要具の隨一に數へられ、宗教の音樂を重用するは、これが爲なり。

丙。美術は特定の文明の特色の顯現たり。蓋し美術は文明の華として、更にまた結實として存するもの、而して此文明の特色を掲げて敎化の上に影響するものとす。

凡そ國、市を女性にし、人間の諸德を個人にて表し、某某の歷史的事變を一幅の譬喩畫、一臺の譬喩像にて表するが如きは、複雜なる事件を單純にし、推理的事項を直覺に訴へ、記憶を去り易き事項を眼前に持來たし、常に見るべからざる事項を常に見せしむる等、社會敎化に影響すること著しきもの、而して社會的記號の必要なる所以たり。

美術と文明との關係については、更に社會動學に於いて文明の考察に際して詳にする所あるべし。

美術の性質及其社會的價値については、ブルウドン、[九八]テイヌ、[九九]エロン、[一〇〇]ブルック、[一〇一]獨逸に在りてはヘルムホルツ、[一〇二]フェヒネル、[一〇三]ラツァルス[一〇四]等あり、近者ギュイヨオ[一〇五]は特に社會學上の美術論の一書を著し、フンクブレンタノオ[一〇六]は其文明論中文學の歐西に於ける發達を論じて詳に、ダルド亦其社會論理學の第九章に於いて美術の社會的價値を論ぜり。スペンサルの職業制度論中、美術的商賣の取扱は靴隔の歎なしとせず。東洋の敎學に於ける美術、特に音樂の地位は、支那古來の典籍に其精神を見るべく、我近世の識者亦玆に着目せる者少しとせず、蓋し識者の攻究を待つ一大問題なるべし。

美術と學術との關係に至りては、美術の進歩の命運に資する一大事項、而して輓近物理學、生理學、心理學、の進歩が當然要求する所にして、而も美術其者が未だ捗しく受容せざる所に屬す、是れ實に美術將來の發達を決定せむと焦慮する者の最も等閑に附す可からざる問題ならずんばあらず。

九八　P. J. Proudhon: Le Principe de l'art.
九九　H. Taine: Phil. de l'art.
一〇〇　E. Veron: L'Esthétique.
一〇一　E. Brucke: Principes scientifique des Beaux-Arts.
一〇二　Helmholtz: Optik und Klinste.
一〇三　Fechner: Vorschule der Aesthetik. 1878.
一〇四　Lazarus: Ueber die Reize der Spiele. 1883.
一〇五　Guyau: L' Art au point de vue sociologique. Paris.
一〇六　Funck-Brentano:

Civilisation. p. 191-306.

第十二節　學術

學術は人間智的活動の所産なり。

宗教は、其發達の大勢を顧るに、内容よりも寧ろ形式の特色あるに起り、乃ち漸次其形式の特色を失ひ、其内容の發達の必要益、大となり、遂に宗教に特有なる形式は消滅す。此の如くにして宗教に供するに其發達を成す可き内容を以てする者を學術と爲す。是れ學術の事項の一方面なり。

學術の事項の二は、職業の知識を供して以て職業の進歩を成し、以て社會體制の實效を進捗するに在り。職業は人によりて必ずしも同じからず、社會の人衆は、社會の進運に隨うて益、複雑となる所の各種の職業中、各其一以上を選びて之に從事す、これが要件としての知識を供給する者は即ち學術なり。

這般二項の事項の爲に學術は社會教化の第二項として存するが、就中第一項は一般に關し、第二項は特殊的なり。

學術の形式については特に言ふべきなし、其性質は純然合理的なり、其發達亦合理的に、秩序を趁ひ、體制を備ふること、正に其性質に應ず。學術は斯くあらゆる方面に向うて合理的なるが爲に、崇拜的命令的宗教の統制に於ける社會には勿論、信奉的教導的宗教の行はるる間にも、學術は大なる發達を成すを得ず。學術の大なる發達は、かか

る人心の羈阨の脫却せる後に在りとす。

印度、中世の歐洲の如きは、本文所說の適例にして、フィニシア、希臘、羅馬が頗る發達せる學術を有せるは、亦反面よりする適例として見らるべく、歐米今日の學術の發達、我日本に於ける發達の大勢等は、更に適切に之を說明する者なり。

學問は、更に美術其他の事項をも含みて、人生の示命たる一切の事項の謂なるを以て、玆には學術と謂ひて以て之と區別す。學術を以て社會敎化の要事に數ふるは、近時の社會學者殆ど皆然り。學術の發達と宗敎の發達との關係も、コムト以來の社會學者に殆ど異議なき所、所謂神學者、及强辯の形而上學者の一部が、偏執と、爲にする所あるとの爲に、之を反對するあるに過ぎず。

學術は人間智的活動の所產にして、更にまた人間智的活動の機關を供す。人智は學術機關を通じて發達進步を遂げ、限なく社會の新鮮なる局面形相を誘致するに與る。

試に學術なきの社會を想像せむか、宗敎美術ありと雖も文明の古今に於いて多く異なる所あるを見じ。學術の職能を約して、其要を擧ぐれば左の如し。

學術は第一に人心の活動を推奬し、旺盛活潑にす、人心の諸の活動の中に在りて、情意の活動は智的活動と駢びて、以て人心の完璧を成せども、就中智的活動は、其內容の大部分を成し、其方向の決定者となり、隨うて其人格的價値の主規、定者となるもの、而して斯かる心的活動の學術に貢ふや、上述の如く實に極めて大なり。夫れ社會の發達は、先づ社會人員の活動の隆興に待たざる可からず、而して這般活動の源泉は心的活動に在り、學術のかかる關係を心的活動に對して有するは、是れ學術の敎化に於ける、

重大なる職能の一なり、

學術は人心の活動を精緻にし、高尚複雜にす。學術の本質は、最も分析緻密を以て特長とす、時代を母としてその發達するや、恰も細胞組織の分化を以て有機體構造の發達を效果するが如く、內容の分化精緻複雜は殆ど際涯を知らず、而して之を受容し、之が機關となり、之が源泉たる社會人衆の心的活動は、亦此に相應じ、相伴うて精緻複雜を增進す、是れ學術の職能の二なり。

學術の中には、時に其自個を目的とせる心的活動の所産なるあれども、多くは實地生活の必要若くは興味に驅られたる發達の效果なるものとす。後者が實地生活を改良上進するは勿論、前者と雖も亦僅に一步を轉ずるの機會に遇ふときは直に實地生活に影響す、乃ち學術は技術工業の先驅たり、利用厚生の本源たり。是れ學術の職能の三なり。

宗教美術も亦文明の發達に連れて發達するが、是れ何故に然るか、一には一般に人心の活動の盛大なるにより、二はその精緻複雜なるにより、三に人間活動の一般に主觀的客觀的に擴大するによる、是れその主なる原因なり、而して一般に右の一及二は實に學術に負ふこと多大にして、三も亦工藝技術の發達、殊に交通の發達に負ふこと尠小ならず、乃ち學術は更に宗教美術の發達に與りて、以て間接に文明の機關たるの作用を成す。但し人心の活動の精緻と複雜とを加ふるは、宗教、殊に美術の發達に便な

らざるが如く觀ずるものあれども、是は宗教美術に對する尚古主義の僻見にして、是等の進化を知らざるに坐する誤想なり。凡そ斯の如きは學術の敎化に於ける職能の四なりとす。

斯の如くにして、學術は敎化の重要事項となり、直接に間接に社會人心の根柢より效果を發して社會の全相に於ける實地生活の進遷に及ぶ、其效果の宏く且大なるは殆と其比を見ず。其社會人文に對して、時代と共に益、發達の速度を加ふる進化的性質は、敎化の衆事項に在りて特に最も著明なる其特色とす。

敎化の義解、職能、基礎、方法、及衆事項を歷觀し、敎化運營の概觀玆に了る。

第三章　政治

第一節　緒論

政治の取扱は、從來社會運營論の中核をも形成せむとせり、蓋し社會が渾一體としての運營は、此より著しきものなく、社會を國家と混同するに於いて、社會運營を政治と混同するは、自然なり。政治の考究の未だ發達せざるや、經濟敎化の事項も殆と皆政治の裏に含まれ、政治と題する考究は、殆と社會運營の全般の考究ともいふ可かりき。今條理ある分類の下に社會運營を論述するに際し、其一

大綱としての政治の考察は、かかる究明とは趣を異にし、實に社會の統治的運營に限るものなりとす。

政治運營論の問題は、政治を組成する諸般の事項、及其諸般の發達程度、是なり。但し發達程度の諸級は、政治運營に該當する國家體制に顯著にして、運營其者に在りては、截然たる發達の等級を見ること困難なれば、その考究は寧ろ其原理に向ふを便宜とす。政治運營の考察は、凡べて是等の問題に入るに先だたち、政治の一般性質の論定を要するは、勿論なり。

東洋の教學に在りては、教化を以て社會運營の中核とし、政治は唯これが實行の方式たるに過ぎざるの觀あり。蓋し支那古代の國家は、教化を以て統治の要務と爲し、之を根據として、其末、一部の政治に發達せるに過ぎず、決して政治を以て社會運營の中核と爲すに至らざりき。日本に在りても、祭政一致の古制、特に政治を以て重要なる運營と爲すに至らず、政治は唯教化の一事項との協合存在を現せるに過ぎざりき。歐西、希臘の社會に於いて、政治運營の重要は著しく、而して政治の學問的取扱は、アリストテレエス[一]に於いて特に完全に達し、乃ち社會運營の中樞として殆ど其全般を奄ふの觀ありき。中世、及近世劈頭の社會論者も、殆ど毎に國家體制と政治運營とを以て社會考察の主要問題に充て、社會學史の表する所、毎にかかる事項の取扱の歷史たり。第十八世紀に至りて、經濟現象の獨立研究の大に起り來りしこと、先づ社會運營を政治の獨擅場たるの觀より引き離し、次いで宗教、其他の教化事項の研究の亦漸く社會的となるに於いて、政治の範域は、益〻狹隘、而も明確となり、政治に關する考究も却りて茲に大に明確を加ふるに至れり。而も尚獨塊の國法學者等は、社會の觀念を厭うて國家の觀念に就き、動もすれば政治を以て社會運營の中核に當て、兩者の界劃を模糊に附せむとす。塊のスタイン[二]の如きは、所謂國家論

一　Aristoteles: Politik.

二　Lorenz von Stein: Gesellschaftslehre.

の基礎を眞かむが爲に社會の研究を成し、グムプロキッツ[三]の社會學亦其題號の美を以て、尙此點に清白ならず、近時ラッツェンホオフェル[四]の政治の研究、最も社會學的考察の體要を得たる者、ランケ[五]の研究に至りては、政治の內容の考察に於いて殆ど遺憾なきも、社會學的研究としての價値は遂に認む可からず。佛國にては、近時頗る此方面の研究あり、ドンナ、ルトゥウルノオ、[六]ジャネエ、[七]コンシデラン[八]等、遠くコムト、[九]の後を承けて、各、研究する所あり、タルド、[一〇]ド・グレエフ[一一]等、各多少組織的に其考察を成せり。バリッキイ、[一二]ラヴレイ、[一三]ミシェル[一四]の研究は、就中稍、新なる面目を開ける者。總じて政治の研究は、其形式に於いては、社會運營の全部としての考察より一部としての考察に至り、其實質に於いては、國家體制の發達の次第に隨うて、不平等關係の取扱より平等關係の取扱に至る者に似たり。民主政治に關する著述は近時極めて多きが、但獨墺の學界にては、其社會の羣固の需要にや、權力說に本づく國家論頗る多し。されど運營論に於ける政治の論究は、這般實質的見解よりも、形式的見解の進歩に負かざるを期すべきものとす。

三　GumplowiczGrundriss der Sociologie.—Soc. u. Pol.

四　Ratzenhofer: Zweck u. Wesen der Pol.

五　Ranke: Politik.

六　Donnat: La Politique expérimentale. 1891.

七　Letourneau: L'évolution politique. 1289.

八　P. Janet: Histoire de la Science politique. 1889.

九　V. Considérant: Base de Politique positive. 1847.

一〇　Comte: Cours de politique positive.

一一　Tarde: Transformisme du Pouvoir. X. Les lois de transformation politique.

一二　De Greef: Introduction a la sociologie. II. p. 412.

一三　Sigismond Balicki: L'état comme organisation coercitive de la société politique.

一四　Emile de Laveleye: Le Gouverrnement dans la democratie. 2 vols. Paris. 1891.

一五　Henri Michel: L'Idée de l'Etat. 1893.

一六　第二篇第二章第二節を看よ。

第二節　政治の義解

政治は統治の體制を有する社會卽ち國家が統治の主體として爲す所の一切の運營の謂なり。政治的社會運營は、國家形成の過程に於ける社會に見る所の不判明なる政治運營なり。此かる運營は、統治の關係に於ける運營にして、必ず統治者の權威を以て行はる。統治者の權威は、卽ち統治の主體としての國家が統治の客體としての國家に對する權威にして、其性質に變遷發達あり。[一六]政治の發達は、必然國家體制の發達に伴ふ。

從來政治を義解する者、種種の小異あり。或は經濟又は敎化に對して政治を謂ふ、是れ統治的運營を以て政治の特徵と爲す者にして、本

文の見解是なり。或は法律に對して政治を謂ふ、是れ行政事項を主と觀るより來る見解にして、諸、政治的といふや、其意義多くは是なり。又或は外交に對して政治を謂ふ、是れ行政の中にも、特に內國の統治を意味する者にして、世人の慣用に在りて屢、見る所とす。今社會學上、社會運營を論ずるに當りて、政治と謂ふ所の者は、社會運營の目的事項よりする大別に隨ひ、敎化及經濟に對し、統治關係に於いて統治の關係を成す所以の一切の社會運營に名づくる者に外ならずとするを適當とす。[一七・一八・一九]

政治の目的は、固より社會の大目的に存すべきも、更に其近き目的を舉ぐれば、政治は國家を須ちて社會の要する運營を成就し、且國家自らの秩序を保持し、かかる運營の恆久に、且成るべく平易に、可能ならむことを目的とす。政治は必ず其實地目的の任務を果すを要す、是れ政治の目的の第一部なるが、之を果すが爲に、亦必ず自個の存在の鞏固確實なるを要す、蓋し政治は權威の作用にして、苟くも此權威にして衰弊せむか、其作用は直に休止す可ければなり。而も此權威は直に以て政治の原因と見做すべきに非ず、卽ち權威先づ在りて而して後政治の生ぜるに非ず、社會が一定の發達を遂ぐるや、政治なくして其存在を全うし發達を遂ぐるを得ざるが故に、此く政治を可能ならしむるの要件としてのみ權威の存在を認むべきもの、而して斯の如きは是れ權威の性質の究竟的發達なり。此權威は、他より政治に之を賦與し他が來りて政治の爲に之を養成する者に非ず、社會運營に在りて、權威關係に於けるものは究竟皆政治に歸趣するが故に、此權威の

一七　ドグレエフの政治の義解にいふ、政治は社會の官能中最複雜なる者にして、其目的は、社會の機關及裝置に賴り、次第に完全にして方法的なる方法を以て、社會的超有機體の各部若くは全體の、有意的、反射的、本能的若くは道理的活動の諸種を規則立つるに存す、科學的及獨斷的見地よりすれば、政治學は合同意志卽ち總意の理論なりといふべしと。(Intr. à la Soc. II. p. 412)この義解は、一面には機關及裝置と汎稱するに於て、廣きに失し、一面には合同意志の理論といふに於て狹きに失す。但しその、次第に完全にして方法的なる方法といふと、規則立つるといふとは政治運營に於ける不磨の義解となるに足る

一八　ヸクトル、コンシデランはヂルテイルを引きていふ、政治の眞の目的は、一切の國家の秩序を公共の福社と連鎖疏通するに於いて存すと（七八頁）本義的にあらずして經濟的なる氏の見解は、乃ち時勢國情の爲るべし。

一九　ラッツエンホオフエルはいふ、政治は各人に於いて生活の實地問題を解釋し決斷と實行とに致す處の精神的及道德的功程なりと、氏自らも此義解の廣遠に過ぐるを認め、政治の義解を以て、社會の義

解と同じく困難なりとせり。

確實鞏固は、政治自ら之を成就せざる可からず、是れ政治の目的に於ける第二部の必要なる所以なり。政治の目的斯の如き者なるが爲に、亦往往誤謬を生じ、政治の目的を以て單に第二部の事に在りと爲し、只管政治的權威の鞏固を以て目的と爲し、既に鞏固を得れば乃ち增大を期し、遂に底止する所なく、結局政治にして其第一部の目的を成さず、乃ち政治の體を失ひ、强大にして還りて自ら仆るるに至るは、屢〻見る所とす。

政治の權威の不確實なるより、其目的を達せざるの弊は、固より自明なり。政治の目的に於ける內外の兩部は最も注意を要する所とす。

社會運營の全般に於ける政治の地位は、實に運營實現上の最高地を占むるに存す。社會が全般として營む所の事項は、最も多く政治に於いて成さる。敎化及經濟の事項の中、社會が部分として營む者あり、成分各個として營む者あり、又全體として營むを要する者あり、此最後の者は、殆ど每に政治の事項として營まる。凡そ政治の事項として入り來らざる者を、政治上の事項に對して、特に社會上の事項といふも可なり。政治上の事項と社會上の事項との關係は變遷す、政治の權威は絕對より相對に移り、隨うて政治上の事項の幾分は漸く社會上の事項に移り行く。

第三節　政治の要諦

政治の目的を達せむが爲に、離る可からざるの道とし

て、政治の由りて行ふ所のもの、之を政治の要諦とす。政治の要諦は統治の實質を決定する所以の基礎にして、又國家の職能を明劃する所以の根柢たり。政治の要諦として認めらるる者、凡そ五類を擧ぐべし。

第一、救濟主義。救濟の事項は救世濟度なり。凡そ民人の宗教的情緒を滿足せしめ、宗教的救濟を與ふるを以て政治第一の要務と爲すものの、是れ救濟主義なり。夫れ救濟は超絶的祝福の希求を充足する所以、乃ち此事を以て人間生存の第一義と做すは、一に民性の偏癖に由り、二に社會の境遇に由り、[二〇]三に最も普通なる事として人智の發達の甚だ大ならざるに由る。是故に救濟主義の政治は、民性の偏癖の漸く中正に向ふに於いて、社會の境遇の漸く其

[二〇] 水旱疾疫の頻發する、虐政の爲に塗炭の苦を受くる、革命の將に發せむとするに際する人心不安の狀態、自由の喪失、淫靡沒溺の餘弊に於ける、等、これなり。

常に復するに於いて、幷に文化の漸く暢開して人間智性及意力の漸く外界を支配するの能力を獲來るに於いて、次第に其勢を斂むべきものなり。神政的國家の政治がこの主義に倚據するは論を待たず、この主義が政治の要諦たるに幾きの事實は國家の成立が宗教に若干の緣故を有するの事實に伴隨すれども、文化の開展は、尙これをも時勢の汐退と共に淘し去るの傾あり。

第二、啓導主義。上に在るもの社會の絶對的先覺者にして、下に在るもの全く其啓導敎誨に須つの時代若くは社會に在りては、政治の要諦必ず啓導主義に在らざる可からず、上は直接に事を營まざるも、事毎に下を啓導して以て事を營ましむるもの、卽ち是なり。蓋し草昧淳朴の世、

民は之に由らしむべく、之を知らしめむと欲するも能くし難く、乃ち民衆の自動的進歩は到底期望の外に在り、是時に當り、啓導主義の政治は世運の進歩を啓誘するに大造あり、其實蹟や亦頗る健全なれども、人智大に開け、民衆概ね獨立的人格を具へ、人權の思想盛に舒ぶるに至るや、此主義は頗る時運に後るるの感なしとせず。族制的國家は概ね此主義の政治を布き、神政的君主も多少此主義に傾くを常とし、所謂逆取順守を發悟せる服從的國家の君長、亦往往著しく此主義を加味せる政治を布く。

第三、制遏主義。制遏を以て政治の要諦と爲し、刑政を以て統治の要具と爲すものの、卽ち制遏主義なり。社會の文化及制度の漸く進むや、民衆亦次第に自動的進歩の能力を具へ、自營に堪ふるの資質を獲來る、是に於いて政治の要務は劃一を以て秩序を致すに存す。殊に服從的國家の由來に顯著なるが如く、民衆の生活衝動大に發展するや、各個人は自己の生活保續の爲に、幸福希求の爲に、旺盛なる意氣を發作して殆と到らざるなく、是に於いて所謂生存競爭は激烈となり、戰爭、就中內戰の現象亦頗る起る、而して之に對して撥亂反正の業を成せるもの是れ服從的國家の元首にして、彼は玆に强大なる權力を擁して以て以上の任務を遂行す。蓋し救濟主義の實行には超絶的崇敬の心的要素を要し、啓導主義の實行には服事信賴を要し、而して制遏主義の實行に於いて始めて玆に權威の大なる力を要す。斯かる大なる權威を確實に有するは、實に

服從的國家の元首に於いて之を見る。

第四、法治主義。法規を以て治國の要諦とするもの、最れ法治主義なり。社會人文の漸く進むや、政治の包含は更に積極消極兩面の事項に行き亘り、乃ち民人の生活及福祉の進歩を計る事項も、又其害惡を除去し秩序を維持する事項も、共に政治の包含に入り來る。而も是れ民衆自營の能力の缺損の爲に然るに非ず、唯民衆自營の能力の、集合的組織的、協同實施の爲に、國家體制を通じ統治の作用を介して、作用行動するものに外ならず。啓導主義の要旨は作爲に在り、法治主義の要務は經營に存す。是時に當りて、統治權は實に民衆の集合意志の生成發現たり、社會心意の行動の一面たり、政治の必ずしも其權威の本據を力に竄くを要せず、社會心意の社會人衆に對するは、究竟合理的權威にして、强制的支配力に非ざればなり。社會心意は、民衆各個の心意と、其生成に往いて論理的關係を有し、實質的關係を有す、個人意志は社會意志の節度を受くべく、個人心意の生成は社會心意に對して先天的制約あり、這般の制約は、法の根源を供す。但し如上の實現に於ける、實際には凡べて完不完、幾多の差等あるを免れざるは固よりなりとす。

第五、文化主義。國家社會の自個に專に、民人の利害休戚に局するより一進轉を成して、世界人類の進化開展を標的とする政治は、實に文化主義の目を受くべきものとす。內政の事項に亙りては、政治此種の要諦未だ甚だ直接

の交渉を有せざるも、國を以て世界に立ち、現代を以て百世に處する歴史的見地よりするに於いて、文化主義の政治は燦爛として異采あるもの、故に外政及教政に在りて、此種の政治主義は最も直接の交渉を有し根柢を供するものなり。法治主義は個人を度して國家を進むるを期とし、文化主義は國家を經して人間[二]を進むるを期とす、兩者相關するは固よりなれど、其間また自ら規模の大小高卑あるを識るを要す。

二　ヒユウマニテイこれを人間、世界人類などと譯す、その抽象的なるに於いては之を人道と譯するは勿論とす。

第四節　政治の事項

政治の事項は統治機關の類別と相應ず。政治に亦理想と實現とあり、國家の運營一切の理想の確定及表明は、立法を成す。理想にして確定表明を要せざる者あり、是等は卽ち政策を成す。斯くして確定表明し若くはせられざる國家運營の理想の實現は、卽ち行政なり。是故に政治の事項は、之を大別して立法、政策、及行政の三綱と爲す。

行政といふ語は、殆ど政治といふ語に近く、多義を有す。蓋し行政は一切の政治的實現を含むが故に、往往政治と混同せらる。最も廣義に於ける行政は、卽ち右の意義にて立法に對し、國家運營一切の實現を謂ふ。其狹義に於ける者は第一に司法との區別なり、第二に國交又外交との區別なり。今斯學の考察に在りては、行政と國交とは、社會體制の根柢に於ける著き關節たる、國家及國際を範域とするが故に、之を區別して見るを適當とし、又從來の國家論

の考察に在りて、司法と行政との區別は、兩者の獨立關係の上より、甚だ重要視せられたるを以て、亦區別を存留するを便とす。乃ち廣義の行政は是に於いて更に三個の區分を生ず行政、司法、及國交、是なり。政治を最狹義に解する者は、此最狹義に於ける行政と同意味に於いてす。今日行政學にて講ずる所はこの最狹義に於ける行政の事項なるが、今より單に行政と稱するは此最狹義の行政を意味す。

行政は更に四目に分る。

第一は敎化事項を司る者、敎政是なり。此敎化事項は最も廣き內容を有し、一切の敎化の事項に亙りて國家が全體としてする所の運營たるを要す。凡そ學術に關し敎授に關する事項のみならず、宗敎、禮儀、風俗、美術、等に關して政治的運營を要する者、亦皆敎政の事項に入る。

第二は財政の事項なり。凡そ社會の經濟に關して、國家が營む所の政治運營卽ち是れ財政なり。從來財政は、唯國家が自營の爲に要する收入及支出の管理及均衡を以て要事と爲しも、近時社會經濟の大に進むに隨ひ、右の外に政治運營の竭す可き者あるを見、就中銀行及貨幣の管理は夙に財政の事項に入り、次いで殖產興業利用厚生の經濟事項の國家的經營は亦財政の事項に入り、今や更に所謂社會問題と相關聯して起れる諸般の經濟事項は、頻頻として財政の範圍に入り來る、是れ所謂國家社會主義の實行にして、所謂社會政策の主要なる部分を占む。是に

於いて、財政は更に之を國家的財政と社會的財政との二款に分つの要を生ぜり、通常謂ふ所の財政學は、就中國家的財政を取扱ふ。

第三は軍政の事項なり。國家が內自ら秩序を保持し、外亦外國の壓迫に抗して存在を全うせむが爲には、不幸にして軍備を必要とす。軍備は國際發言權の後楯となり、時としては亦政治の權威の後楯となり、今猶大に其必要を感ぜらる、乃ち軍政は亦行政の一大要目として存す。

第四は爾他の內治に屬する行政事項にして、要するに民人生活の安寧福祉を保維し增進するが爲に存する者、乃ち之を總稱して民政と謂ふ。其主要なる事項を擧ぐれば、警察、監獄、土木、衞生、交通、通信等の諸事項なり。

政治の事項の大綱細目を一括すれば左の如し。

- 政治
  - 立法
  - 政策
  - 行政
    - 司法
    - 行政
      - 國交（外政）
      - 行政（內政）
        - 敎政
        - 財政
          - 國家的
          - 社會的
        - 軍政
        - 民政（內治）

今之を我現時の官制及歐米の官制に比するも、大差なし。[三]是等は稍、發達せる政治機關に於いて始めて彰著なりとす。

第五節　法制の發達

立法の成果は法制なり。法制の發達は政治の理想の發達なり。

法制は、成文なるあり、不文なるあり。成文法制は制定及

三　之を我國の現行に比照せむか、敎政に文部及內務の一部あり、財政は大藏及農商務之に當らむと擬す、軍政は陸海軍省これに當り、民政は內務の大部分及遞信これに當り、司法は司法省、國交は外務省之に當り、立法は帝國議會及內閣これに當り、政策は內閣これに當る。殖民省は歐洲諸國多く之あり、其事務の一部は國交なりとす。

公布の手續に由り、制定には亦起草、定案、及協贊、裁可等、種種嚴肅なる手續儀式を經て以て成るを常とす。不文法制は慣習成例を以てし、社會一般の認定に據りて成立する者にして、割合に其效果を全うするに足る者なり。不文は法制の必然性なる不斷の改良進步に向うて便宜多く、成文は亦他の必然性なる確定明晰の爲に完全なり。

凡そ如何なる社會も、成文及不文兩種の法制を具へざるはあらず、是れ國家の理想の性質上必然にして、亦極めて大切なる事項なり。夫れ理想は常に進步す、故に縱令成文法制あるも、必ず其以外にも國家運營の理想たる者なき能はずして、乃ち不文ながらも法制的效力を有する者の之を補ふあるを要す。又國家運營の理想の中に就いて、一に萬人の共に遵守すべき者、及二に恆久不變の性質ある可き者、卽ち永續の意志ある者は、成文以て之を明晰に確定するを法制の上乘とするが故に、成文法制は法制の發達上必要なり。是故に法制の不文に偏するは、廣大にして複雜なる國家に適せず、又國家の鞏固の爲に適當せず、此に反して法制の成文に偏してその以外に不文の法制あるを容れざるは、其國運の進步既に休止せるの兆なり。右の成文を要する第一項の理由は、公法の中、刑法及附屬法、幷に民法、商法及附屬法に最も著明にして、第二項の理由を具ふるは憲法及行政法を以て適例と爲すべし。

世の法律を論ずる者往往法の不文を忘れ、遂に膠柱の見に陷りて自ら脫せず、成文の法制を以て法制の全體と爲し、而して又其法律を

以て萬能と爲す、是れ大なる誤謬なり。萬能を要求し得る法制は、眞に國家の理想と合一するものたるべきのみ、而も猶國家の運營の範圍內に於ける萬能たるに過ぎず、況や法制を單に成文のみに限るに於いては、その如何に完整するも、以て國家の理想と完全充分なる合一の域に至るを期すべきに非ざるなり。

成文を以て法制の主義と爲す國に於いても、必ず法律解釋學の必要を認む、不文を法制の主義と爲す國に在りては、衡平法の必要を認む、皆斯の如く理想に對して法制を接近せしめ、成るべく完全に法制の職能を盡さしめむとす。

近時自然法派の學說地に墜ちて、歷史派法學の跋扈に至れるより、其餘弊、益、此成文偏重、法律萬能の僻說を見るに至れり、今之を吟味するに先だち、法制の要素を吟味するを要す。

法制の要素は二あり。

第一、實質的要素。法制は適當の內容を要す、此內容は卽ち國家運營の理想なり。此理想如何の詮議は、諸の方面に向うて實理の攻究に待たざるを得ず、社會學を始とし、社會的諸學科の闡明する所に率うて、社會の大目的、政治大小の目的に協合する所の者、卽ち此內容を成す。此內容なき法制は、冗法又は惡法なり。

第二、形式的要素。法制は適當の形式を具備するを要す、斯かる形式を具備せざる者は法律的效力なし、法制の進步は斯かる形式の完備を以て一要件とす。形式とは何ぞや、合法的成立及合法的實施是なり。成文不文のいづれたるを問はず、合法的に法制としての存立を得たる事及合法的機關により合法的に實施せらるる事、此二事は法制の形式的要素を成す。不文法制に在りては、成立と實

施との間、往往明晰なる差別を缺く。

右の二要素は、一切の法制に必要なる事項にして、第一を缺けば以て法制たるを得ず、第二を缺けば以て實地の作用を成すを得ず。而して此至要なる根本關係を遺忘するが爲に、種種の誤謬は起る、今之を列擧すること左の如し。

第一。法律學を以て法律の形式の詮議と爲すか、是れ學問の分科に於ける約束上の事とせば、必ずしも論せずして可なり。立法を以て法制の形式の制定と爲すか、是れ政治の分科に於ける約束上の事とせば、亦必ずしも究問を要せじ。而も斯かる前提の上に坐し、直に法律を以て國家運營の理想と爲し、法律の制定を以て國家運營の理想の決定と爲す者、比比皆これなり。抑、立法は、實に國家運營の理想の決定たらざる可からず、而も法律學は、學問分科の必要上、到底法律の形式的要素の詮議たるに止めざるを得ざるべし。是故に立法の事業に關して、其内容の何たるに關せず、法律學者は必ず之に參與するを要し、而も其内容に應じて、各種の專攻學者の亦必ず之に參與するを要す。然らざれば立法は完全ならず、法制は其二要素の完備せる者を得難きものなり。

然るに世間往往單に法律家を以て立法の業は完成し得るが如く考ふるは、法律の中、助法、主法の中にては私法、及公法の一部、殊に刑法の一部が、特に我國の如く新なる編纂制定の場合に於いて、未だ完全とは稱し難きも、兎も角一通り其體を具備するに狃れて、近世國家の著大なる不斷の進運より來る諸般行政の事項、及最も大切なる憲法

の事項等が、更に根本的に學者の研究を待ちて始めて成るべきものたるを解せざるに坐す。殊に數政の如き、近時人心及社會の變動の急劇なるに際して、之に對する處措、政策は、到底之を羅馬以來の典型に求め、若くは之を歐西の末流に汲むが如き膚淺拘泥の見を以て完成し得べき者にあらず。[二三]凡そ法制の發達上、此誤謬は速に之を打破するを要する者とす。

第二。現今の不完全なる法律研究法に於いて、既に根本的の深さを有せず、亦その範圍に於いて一切の實質を包含せざる法律學を以てして、尚法律萬能を呼はり、政治學行政學等の要用を認めざらむとするが如きは、法律の二要素の混同より來る誤謬なり。

第三。成文法制以外に不文法制の必ず成立すべきを認めざるは、法制の二要素を明認せざるに坐す。法制の實質は國家運營の理想にして、世運の進歩と共に、常に變遷して休まざる者、故に成文法制は必ず多少寬裕にして解釋自在の餘地を存す、是れ此餘地の決定は、實に不文法制の之を成すを要する者、司法家の必ず多少立法家の材幹を兼ね備ふるを要する所以にして、兼ねて立法と司法若くは行政との間に根本的區劃なき所以なりとす。之を顧ずして成文法制を以て完全無缺恆久の常經と爲すが如きは、法律の實質を知らざるに坐する誤謬なり。

法制の發達の要諦は悉く不文を轉じて成文と爲すに存せず、成文と不文と各其界劃を詳にし、其界劃の中に於いて各、充分なる職能を全うするに在りて存す。

法制の發達を論ずる者も、亦形式の發達と實質の發達とを混同す

二三　此點に關して、我陸海軍に於ける立法は、頗る立法の形式に偏して實質を遺忘するの弊より遠ざかるものに似たり。

る者なきに非ず。サンシモン、[二四]メイン[二五]等は此問題研究者の白眉なるへく、ラフレシェエル、[二六]ルトゥルノオ、[二七]精細なる敍述的研究あり、タルド、[二八]フイエエ、[二九]亦皆或は單行書に於いて、或は社會學書に於いて、之を論ず。獨逸の法學史家に在りては、ブルンネル、[三〇]チンチング[三一]等、宜く就いて看るべき者なり。タルド[三二]は謂へらく、立法は、慣習の時に於いては甚だ多趣にして固定的なり、流行の時に於いては甚だ單趣にして變動し易しと。凡そ立法と慣習との根本的差點は、統治者の權威を伴ふと然らざるとに在り。

第六節　政策の發達

國家運營の理想に必ずしも法制の形式を伴ふを要せざる者あり、一に全く普通の性質を缺く事、及二に全く恆久なるべき性質卽ち永續の意志を缺く事、凡そ此二件に適合せる者は、法制の形式を伴ふの必要なし、是等は卽ち政策として存する者なり。政策は理想と同時に實現せらるる者にして、確定表明の要なし。

法制と政策との關係を圖表すれば左の如し。

政治的運營の理想

		永續性	普遍性
法制	成文	無限	無限
	不文	有限	無限
政策		有限	有限

政策には全く常規なく、之を運用する者、卽ち爲政の局に當る者の、之を用ゐるに一任す、此當局の人の思想內に在りては、固より永續意志あるを妨げず、又其實施の區域に關して多少の普遍性あるを妨げざれども、政策の國家社會に於けるや、全く永續性及普遍性を缺き、臨機應變、確

[二四] Doctrine de St. Simon. (p. 295) Législation.
[二五] H. S. Maine: Ancient Law; etc.
[二六] Brocher de la Fléchère: Les Révolutions du droit.
[二七] Letourneau: L'Evolution Juridique.
[二八] G. Tarde: Le Transformisme du Droit.
[二九] Fouillée: Science sociale cont. Livre IV.
[三〇] Brunner: Deutsche Rechtsgeschichte.
[三一] Stinting: Deutsche Rechtsgeschichte.
[三二] Tarde: Lois de l'imitation. p. 314-339.

定的法制の到る能はざる所に到りて其活用を成すを以て其能事とする者なり。法制ありて政策なき政治は活機を缺き、政策ありて法制なき政治は秩序を缺く、兩者各、其特長に應じ、相須ち相輔くるに於いて政治は完全に向ふ。

政策の實現的範圍は、法制と同じく、行政の全般に向ふと雖も、而も亦法制の如く多少厚薄の別なき能はず。司法事項には、政策を用ゐること殆ど稀なり、但し其全般に關する者、卽ち司法行政に於いて、一般に行政と同じく之を用ゐるあるのみ。行政事項には、諸の法制の規定以外に政策を用ゐることを要し、而して國交の事に至りては、所謂國際法なる者の法制としての價値の猶甚だ僅少なると、國交の最も政治的活機を捕捉するに敏なるを要すると

の爲に、其理想は殆ど全く政策に由りて立ち、政策により て實現せらるるを要する者なり。唯國交事務取扱の規程の如き事項に在りて、少しく法制に須つといふに過ぎざるのみ。

政策の發達は法制の發達の爲に消滅に向はず、其法制との相關を詳にし、其畛域の裏に於いて縱橫自在の作用を成し、最も機敏にして時處位に適するの順應を全うし、而して尙其實現上の適應を失はざる、此の如きは政策の發達なり。政策の資料は、實質上には各個の科學的知識に須ち、形式上には所謂政治家の資質能力に須つ者とす。

政策は政治の最も古き形式なり。政治の未だ發達せざるや、政治といへば政策の事なりき、今日にても、幼稚なる政治的事業家は、政治と

いへば政策の事なりと思ふ者少からず。但し政策が政治の古き形式なるは、毫も發達せる政治に於ける政策の重要を害する者にあらず。政策を取扱ふ學者の少きは、其變動性に眩せるの弊に坐す。

第七節　行政の發達

行政以下、一般に政治の實現的作用の發達の、其理想的作用の發達と、密に相關するは、論を待たず。以下論ぜむとする所は、實現其者に就いて、性質及發達の要素を繹ぬるに在り。

行政は、主として法制に準據して事を實施するを要するも、如何に發達せる法制と雖も、今尚實地行政の準繩となるに於いて充分なる能はず、蓋し行政の事項は極めて繁多細密なり、且法制は行政の形式を規定するに適するも、行政の實質は多くは法制の規定を受くるに適せざればなり。斯かる實質を成す者は卽ち政策なり、行政は往往政策に據りて行はる。

行政一般の發達は、其各部の統一調和を得ること、其一なり、各部の釣合均衡が國家の必要に適應すること、其二なり、神速にして遺算なく實施せらるること、其三なり、機關が各其職能を充分に成すこと、其四なり。

敎政は廣義に於ける敎化に對する行政なり。敎化は風俗慣習、禮儀、宗敎、美術、學術の五項より成立するが故に、敎政の第一要義は、汎く此五項に行き亙るを期するに在り、第二は其全般に於ける施政の一貫、乃ち相協うて相戻ら

ざるに在り、第三は世運の進歩に應じ、一歩前に進める施政を爲して、以て世運の進歩を導くを期するに在り。例へば宗教に對する施政の如きは宗教が世運の進歩するに隨ひ、如何なる社會的地位の變遷を來すべきかを明察し、之に率ひて施政するが如し、此の如きは學術以下の事項に在りても、皆同樣なり。

財政の中、國家的財政の要諦は、古來言ひ習はせる收支相當を以て第一とし、豫算の精確を以て第二とし、各部款項の國家の狀態及必要に適應して均衡を持するを以て第三とす。國家的財政の主要部たる租稅は、公平を以て要と爲し、所有財産に對する比例的公平より、所得に對する公平に至るを以て進歩とす。社會的財政の要諦は、社會の産業の發達を增進するを以て第一とし、分配の公平を期成するを第二とす。

軍政は頗る複雜なり、編制の完全は第一に期すべく、經理は軍隊財政の完全が國家的財政の完全と一般なるを要すべく、而して最も軍隊教育の完全を要すべし。軍政の發達は、實に此三者の發達に須つ者とす。

民政は一般行政發達の要諦に隨ひ、各個の事項に行き亙りて完全を期すべきものとす。此繁多細密なる事項に在りては、殊に統一調和均衡の要を見る者とす。

第八節　司法の發達

社會に於ける各種各個の人格の間、互に相侵犯するこ

となきの範圍内に於いて、各個が充分なる利益を享受せむが爲に、權利義務の規定に隨うて、各個行爲の整肅は必要なり。司法は、此行爲の整肅に向うて、最後の保障を爲す者たり、而して是れ固より國家の權威の斯かる行使を制裁と謂ひ、行爲の整肅の規定となる所の法制を法律と謂ひ、司法の事を一名司直と謂ふ。

凡そ行爲の整肅を企圖するに於いて、就中個人に對する關係は廣義に於ける民法の規定を待ち、個人の社會に對する侵犯の防禦は刑法の規定を待つ。個人と行政機關との權義關係の整肅は、特別なる行政裁判所と稱する機關に賴り、軍隊内の行爲の整肅の爲には特に軍法會議と稱する機關ありて、一般の司法以外に立つを今日の概況とすれども、其要義に於いて異あるに非ず。

抑、司法の發達は、一般に機關及官能の發達の外、其根據は實に權義思想の發達に存す。今權義思想の發達を繹ぬるに、實に三段の進化を經たるを見る。

第一、强力統制の時期。强力は卽ち物質的力の優勝なり。人間草昧の代には、衆人の欲望若くは行爲の衝突あるとき、之に裁斷を下して成敗優劣を判ずる者は、唯此物質的力あるのみ。斯時に在りては、人の人たる所以未だ發達せず、動物社會と選ぶなし、乃ち强力統制の時期を現す。

第二、權力統制の時期。權力統制は、强力の直接行使なきも、强力に淵源し、若くは强力を後楯とする一種地位上の力の實地を統制するの謂なり。社會の體制較發達するも、未だ道理の充分なる發達を見るに至らず、强力の間接の效果、陰に社會體制の上に作用し、乃ち體制上の權力者

を生じて、其權力の行使、實に意志競爭に於ける成敗優劣の裁斷者となる者なり、之を權力統制の時期と爲す。

第三、權利統制の時期。　權利は、社會體制に由りて徹底せらるる道理の要求なり。社會大に發達するや、道理と體制と共に發達し、而して權利[三三]は乃ち大に發達し、遂に一切の權力に代りて、以て社會に於ける道理の支配を全うす。

強力に對する者は屈伏なり、權力に對する者は服從なり、權利に對する者は義務なり。

權義思想三段の進化は、先づ個人相互の關係に現る。乃ち個人相互の間、鬪爭の餘、勝敗を決して、以て行爲の衝突を了ふるは、強力統制なり。地位上の優者とし、弱者の敢て爭ふ可からざる者として、以て衝突を避くるは[三四]、權力統制なり。道理の主張に據り、司法の裁判に任じて以て衝突を了ふるは、權利統制なり。斯進化は次に個人と社會との關係に現る。蠻人の酋長が強力を以て衆人を屈伏するは、強力統制の支配なり。是より因襲し、兵力を爪牙とし、威壓を以て民に臨むは、權力統制なり。約束を以て、體制に由る所の各個の職能を、統治者と人民との間に成すは、權利統制なり。最後に斯進化は亦國際關係に現る。弱肉强食は正に强力統制にして、地位上の優者が潛勢を恃みて以て我意を張るは卽ち權力統制なり、不幸にして現今の國際關係は此二期の間に彷徨し、未だ完全なる國際の權利統制を見るに至らず、所謂國際法なる者、僅に微に其端を發けるのみ。國家と人民との關係は、近世多く權力關係より權利

[三三] 權利は古くまた權理と譯せること あり、權利の社會的發達の本義、實に道理の發展に存するより すれば、權理の字寧ろ恰適するものに似たり。

[三四] 封建の士民の階級間に見るべし。

關係に進み、個人相互の關係は、文明國に在りて、皆權利關係を認めざるなし。

凡そ權義思想は、民族心理の發現を徵すべく、各個社會の社會性と淺からぬ關係を有す、亦思はざる可からず。

權義思想は、法律思想隨うて法學の根柢なり、今日に在りて世界の法律思想の根抵主義は、實に三種を數ふべく、而して此三種や亦實に我國今日の法律に大なる勢力を振へるものたりき、蓋し我國今日の法律は、新進國家社會を以て、歐西が提供する活模範を學習し移植せるものなればなり。三種の一は勢力主義[三五]なり、卽ち物的若くは智能的に優強なる勢力を以て法律權利の基礎とするの主義なり。二は利益主義[三六]なり、卽ち優強なる利益若くは利害關係を以て法律權利の基礎とするの思想なり。三は自由博愛平等主義なり、卽ち自由博愛平等を以て法律權利の基礎とするの主義なり。這般の思想主義や、固より各國に在りて共に見る所、殊に學者の間には折衷的綜合的見解の行はるるを常として、三種の相駢びて存立すること數なれども、而も亦各、其代表的國民、代表的社會を有せざるに非ず、乃ち第一は獨逸之を代表し、第二は英國之を代表すと謂ふ可し。獨逸はその固有なる軍國主義の社會統制を以て、英國はその固有なる產業主義の社會統制を以て、而して佛國はその特色たる理想主義を以て、這般法律思想の代表的國民社會を供す。是れ其故何ぞや、法律は人爲的一時的の產物にあらずして、自然的歷史的の發達なればなり。乃ち以て是等各國の國民性に對視する、思半に過ぐるものあり。

純心理的、思想的特色を對比せむか、獨逸思想は最も宗教的形而上的なり、英國思想は最も政治的經濟的なり、而して佛國思想は社會的人道的を標榜するに幾き特色を有するものとす。凡そ國民性の觀測には三點に注意するを要諦とす。一に其強さの程度如何、二に其普通慣行の對象如何、三に其行動發現の方式如何、これなり、苟くも此三點に就して精確に眼底に映じ來らむか、國民の性情偏癖それ焉ぞ庾さむや。若し夫れ強さの程度を見むか、獨逸民族は頑強にして險澁なる精力を

三五　Puissance majeure, materielle ou intellectuelle.

三六　Intérêt majeure.

表し、英國人は不撓の忍耐、持久の精神を表し、佛人は自然的輕易と流暢なる行動との發現を呈す。若し夫れ其普通慣行の對象を見むか、獨逸民族は超絶的優強の勢力を表する一個の中心を崇仰し歸向し尋求するを呈露し、英國民は實地生活の打算的利益幸福に對する周到綿密なる計量に歸向し、佛國民は一定の非超絶的、而も非見在的卽ち理想的對象、主義に向うて熱性を以て驀進するを表明す。若し夫れその行動發現の方式に見むか、獨逸民族は分析綜合の論理的方式を悉くし、其行くや遲遲として而も確實なり、晦澁にして而も著著功を收む、英國民は常に實際的打算を離れず恰も數學の演習を實行にするが如し、佛國民は卽ち往往狂熱を以て事に當り、時に急劇なる破壞的行動を敢てして憚らず。凡そ斯の如きは代表的三國民の特色として昭昭たる所なり、是故に其社會生活の一大統制事功たる法律思想、權義思想に於けるも、亦各個の特色なきを得ず、今其各個を瞥見するに進むべし。

獨逸民族は由來極めて冥想的國民にして、其思想に於いて一の絕對中心を求め、賴りて以て思想界の統一を熱意すること同じく、其實地的社會統制に於いても、亦一の專制的中心を立てて、此に服事するに甘んずるの傾向あり、乃ち其神學は勿論、哲學にも、政治思想にも、行き亙りて見ゆる所の者は、實に此優力なる絕對中心に對する歸向なりとす。是に於いて神祕的傾向を生じ、幽玄を以て特色とするに至る、夫の哲學者の慣行なる本體觀、亦その一發現に過ぎざるのみ、其問題は理論の方面には本體と現象との關係如何となり、較〻實際の方面には自由と自然界との調和如何となる、而して未だ人生社會に密邇すること充分ならず、既に此思想の方嚮を以てし、此思想の特性を以てす、人權思想の起り難きは固より其所なり、而して這般の問題の解答は毎に無形の力を以て有形の事物に擬し、超絕的勢力を以て現實的現象を解かむとするに了る。カントの哲學は、其思辨深邃、其結構の雄大及其影響の博く且深きを以てして眞に國民的思想の範型といふべきもの、而して其流るるやカント及獨逸思想家に屢〻見る所の符號主義に至る。凡そ晦澁不瞭なるは神聖尊嚴の一符號なり、神祕主義又形

而上主義にして政治的因襲主義と野合する、茲に獨逸の法律思想の中樞的公式は生ず、ストラウス曰はく、共和政體が君主政體に比して數層合理的なるは誰か之を疑ふものぞ、君主政體が表面に於いて矛盾と曖昧とを存するは明白なり、而も是れ實に君主政體の優勝なる所以の要諦なり、夫れ一切の神秘には曖昧矛盾あり、而も神秘なくして何の、幽玄かある、何の生命かある、將た何の藝術あり何の國家ある、と、獨逸思想の告白として的切なりと謂ふべし。

獨逸思想の神秘主義は、亦實際社會に於いて容易に武斷主義と握手せり、蓋し物的勢力は宗教的及哲學的宿命觀に不可缺の要素にして、殊に獨逸近代の聯邦統一は、此提携の機運を促進せり。獨逸の法律思想は、乃ち斯かる素地の上に大成せる者。カントは人間行動の本質を自由に繫け、自由の調和の爲に自由を制限する條件の總體を以て法律と做ししが、是れ實は法の本質を說くの端緒を提供せるに止まり、自由の本據如何、及自由制限の根柢如何の重要問題にして解決せられざる限り、未だ以て法の本質の解決と做すべからざるものたり。

乃ち之を完成するには內的意志を重しとし、此に於いて法の本質を認むるか、若くは自然界及人間界歷史界を支配する神的絕對的必要を以て法の本性に擬する所の宿命觀又は決定論の見地に歸向するか、二者孰れか一を擇ばざるべからず、而して獨逸思想は、寧ろ後者に對する強き傾向を呈せり。ヘエゲルは、所謂政治的凡神論の目を取る所の舊思想に復歸して、謂へらく、個人は疑もなく其自個が目的なり、而も個人の尊重を値するは、其實體や國家なるが爲なりと。氏は既に個人中心觀を去りて社會中心觀に就けるも、尙國家というて社會といはず、氏は國民に於いて普遍的勢力を認め、個人精神が國民精神と契合するに於いて行動正邪の標準を決すべしとせり。氏の國家主義が當時獨逸の國情に由來するの大なるは人の皆知る所なり。斯くて氏は內的意志觀を大に變態して、以て法の本質を說明せしが、全然他の見地を顯揚せるを歷史法學派とす。此派の主張に謂へらく、法律は人間意志の自由發現の結果にあらずして民族の歸向趨嚮の自然なる又必至なる發達なりと。然れども獨逸思想は全然哲學的學風を擺

脫すること能はず、而して猶一貫して離れざりしは、優強なる勢力を以て法律の根柢を立するの見解なり。ショオペンハウエル曰はく、動物界に於けるも、支配者は強力にして正理公道にあらず、權利は事物の勢力の尺度に外ならずと。イエリング謂へらく、法律の目的は平和に在り、而も此平和を樹立せむが爲にする法律の手段は、鬪爭に存し、戰爭に存し、強力に存す、鬪爭は法の本質と不可離の關係に於いて存す、法の觀念は倫理的のものにあらで、純然たる强力の觀念なりと。乃ち見るべしヘエゲルの辯證的、歷史派の歷史的、ショオペンハウエル、イエリングの物質的、見地三樣の別異あるも、獨逸の法律思想の實に優强勢力觀を離れざるに於いて一貫せるを。而して之を其民族心理、社會性に對比すれば、兩者相關の迹、歷歷として諸を掌に指すが如きを見るべし。

英國民の心理的特色は、其二大思想家、ホッブス及アダムスミスの教說によりて代表せらると謂ふべし。甲は正義の根柢を自己主義に置き、乙は之を同情に置けり。甲は權利を最强者の利益に寘き、乙は之を總員の利益に寘けり、而して此二派の考說を綜合調和せるもの卽ち英國現代の功利主義にして、以て英國民心理の眞髓と做すべきもの、利益と同情、是れ實に英國民精神の特質といふべし。近時の思想家にして此綜合觀の代表者を以て擬せらるゝをミルとす。氏の理想は功利敎を建てて以て漸く刑政の必要を社會より絕たむことを期するに在り。英人の佛人觀は、ベンタム[三七]、バルク等の佛國人權宣言を評せるに見るべし、以爲へらく、法律を評隲するに、其事功よりせずして所謂自然法律よりするは、何等の閑事ぞや、自然理法といひ、自然法律といふ、是れ唯擬准、擬象に過ぎずと。ミルの法律及權利の見解に謂へらく、權利を有すとは、社會が余に所有を保障する所の或るものを有することなり、何故に社會が斯かることをするかと問はば、是れ公益の爲なりといふの外、理由の擧ぐべきなしと。[三八]凡そ純ら效用利益を主とし、自然の法律、自然の理法に對して強き反對の感を懷くは、オオスチン、メイン等、英國の法理學者に共通なる所たり。然れども英國の功利觀、亦多少の變遷なきに非ず、ベンタムよりミルに至り、ミルよりスペ

三七 ベンタム曰ふ、余に快苦の全權を與へよ、余は直に道德的社會的世界を創造すべしと。

三八 J. S. Mill: Utilitarianism.

ンサルに至る、功利的思想は漸を以て自由及平等の理想に接近し來れり。抑、外部的强制力は英國民族の思想の初より重を置かざりし所にして、スペンサルの如きも、國家社會の究竟は、政府者、權力者、の重要なきに至るに存すとせり、乃ち英國思想は此點に於いて獨逸思想と太だしき逕庭ありとすべく、其兩ながら實在論的傾向を有しつつ、實際上大なる差違を示せるの偶然ならざるを見るべし。而して其法律觀及法律制度の實地的發達の、亦何等理論的演繹系成を要する成文法の形式に於いてせずして、純然たる不文法制の歸納的實際的特色を維持し顯揚しつつある所以を了會すべきなり。

若し夫れ佛國民性の由來に至りては、其國の識者が毎に唱ふる所の如く、開けたる歐洲の中央に位し、地相は平坦廣邈にして濶大の氣象を養成するに恰適し、人道的精神の興隆に好都合なり。而して民族的精神の此間に磅礴するに先だちて夙く既に法律と理法との混視を倣したりしこと、シイザルがゴオル人を記述せるにも知らる、此ゴオル的氣風は、フランス人と化せる後までも、長短得失共に頗る其まゝに保持せられたり。凡そ歐洲に於いて文明の最も夙に開けたるは、英にあらず獨にあらずして實に佛に在りき。斯の如くにして佛人は、地理より、民族より、歷史より、一種の特性を發達し、カントをして佛國は狂熱の地なりと曰はしめ、凡そ國民的行動に於けるも最も强き衝動力は實に社會的理想なるを致せり、是れ一の點なり。又佛人は、順境に立ちては意志の對象を以て道理の對象と混同視せり、是れ二の點なり。此二者、狂熱的精神及合理的精神は、實に佛國民性の二大特質にして其相互に相反するにも拘らず、奇妙にも佛人の性格に於いて相結合す。カヴウル曰はく、佛人の天性は、論理を情熱の走狗として用役するに存すと、而も佛人亦往往過度の論理的傾向を表はす、佛人の理想を好むや、毎に現實の需要以上に馳するを敢てす、例へば、佛人の權利、といふより一轉して、人權、といふに躍進するが如き、これなり。實に理想觀念の爲に戰爭を敢てするは佛人の特色なり。斯の如くにして革命の徽章なる自由博愛平等の理想は生成し、且此理想を衝動力とせる社會的大運動は生ぜるなり。佛國民性の特質は亦其國語にも見

はる、其國語や明晰にして簡約、何等の晦澁不穩を存せず、佛國民は、然りか否かの國民なり。佛國民は半信半疑を厭ふ、是れ亦其合理的性質の充分なる一顯現なり、隨うて神秘的超絶的傾向は佛國民の甚だ存せざる所、乃ち佛國の思想家は最も自由思想家の面目を存し、獨逸の哲學者が大なる神學家なるに似ず。是故に各國の法典が多少宗派的偏向を帶ぶるに反して、佛國の法典は毫も加特力的若くは新敎的偏向を存せず、純然人道に本づける人權を基礎とし、何等神的若くは神政的痕迹を存せず。佛人の短所は、哲學的形而上的思想を缺き、個人と個人との關係を看るも、個人と社會との關係を時として眼中より逸するに存す。

佛國法律思想の淵源に大なる寄與を成せるものは、ストア哲學、基督敎諦、及ロックを中心とせる英國思潮なるが、凡そ是等の思想に在りては、人間の自由は、目的よりも寧ろ手段として目せらる、卽ちストア思想は、自由を普遍的道理に沒入し、基督敎は之を神の惠と他生の福とに沒入し、英國思潮は之を一般又は特殊の利益に沒入す。然るに佛國思潮に在りては、デカルトよりチュルゴオ、コンドルセ、ルッソオに至るまで、一種の新傾向の發生し大成せるを見る、人間自由は、其自個の善美のために、其が包含する不盡無際のために、其自個に於いて目的たるの價値を有するもの、とするの見解、卽ち是なり。[三九]

佛國較近の法律思想を擧ぐるに、先づ一切人權の思想を排斥せるコムトに就いて見ざる可からず。氏曰はく、[四〇]實理主義は各人各、其義務を完行するの外、何等の權利を認めず。哲學思想より因果の觀念の驅斥せられたるが如く、政治界より權利の觀念の排除あるを要す。權利の觀念は個人個性を基礎として存す、是れ其が社會の觀念と相容れざる所以にして、實理主義の容認し得るは唯人衆相互間の義務あるのみ。凡そ一切の人權は不條理なり、又不道德なり、且夫れ世に所謂神法神權なるもののあることなし、故に一切權利の思想は消滅に就かざる可からず、人道の究竟に於いて殘留するは、唯職能に伴ふ義務あるのみと。而してコムト及サンシモンの此見解に對し、フウリエエは夙に權利を是認し、之を自由協同の上に建て、プルウドンは更に他人人

三九　Fouillée: L' Idee moderne du droit, p. 125.

四〇　Cours de Phil. pos. t. VI. p. 454.

格の認定に於いて權利の基礎を置けり。クウザン等の一派は[四一]之に對して、自由意志を以て權利の基礎と做すの說あり、頗る淺きも普く行はる。之を要するに、佛國の思想家は、其國民性の嚮ふ所に率ひて、多く理論的理想的に馳せ去り、甚だしきはコムトの如く、權利其者の究竟的非認に了るすらあり、自由の過重はこれ其特色たるを致せるなり。

是に由りて之を觀れば、法律は事實なるも、法律の變遷發達は、必ず國民、社會の規定、を受けざる能はず、而して人間思想乃ち此に入りて協業す、是に於いて社會性、民族心理の影響は玆に法律思想、權利思想に影響し、由りて以て各國家社會の法律制度を規定するの避く可からざるを致す。是故に法律の性質を定め、權利の本質を究めむとする、必ず各個國民、社會の、進化の程度、體制の性質、約言すれば各個社會に連繫して洞察達觀するあるを要し、僅に一二國家の一二學說を取りて不易の定說と做すが如きは、實理的研究の取らざる所なるを知了すべし。[四二]實理的研究は、法律にも、亦進化的見解を持す、乃ち本文述ぶる所爾り。

四一　Maine de Biran, Royer-Collard, Victor Cousin, Jouffroy.

四二　我明治法典の形成發達を考ふるに、佛國主義及英國主義の爭衡、日久しかりしが、最後に獨逸主義入り來りて、殊に公法の方面にその勢力を逞しうせり、既にして法典の再査に於いて、農分の獨自的立脚地に歸せるに似たるも、法學其者の範圍に於いては、本文の顧見解や尙未だ充分に揚せられざるが如し。

司法の發達の根據は、斯かる權義思想の發達に存す。此發達に應ずる、機關及官能の發達に由りて、司法の發達は乃ち效果す。

司法は、廣義に謂ふ所の行政の中に在りと雖も、そが究竟行政整肅の保障を以て任ずるの性質より、司法の獨立といふ主張は起れり。若し司法の上に立ちて更に之に司配し牽制する者あらむか、其究竟司直の性質は全く壞亂せらるべし。斯くして司法は、立法及行政と相駢びて、統治權の作用の獨立なる一部を成す。司法は個人相互、若くは個人と國家との間に、國家が道理の要求卽ち權利の認定者として立ち働くの作用なり。

權利の發達に就いては、或は强力を以て權利の起源を擬し、或は權

力と權利とを區別せず、抑〻權利が社會體制に由りて必ず其要求を徹底するより見、卽ち權利が制裁を伴ふの形式より見れば、如何にも權利には力あるに似たるも、權利の要求の根據は、力に在らずして道理に在り。權利は其用より名づくべし、其體よりすれば實は之を權理と謂ふを適當とす。但し相衝突する人格兩者の要求、實に權力若くは强力に於いてせし時代なかりしにあらず。之を要するに、權利を以て一切を說き、若くは權力、若くは强力を以て一切を說かむとする、共に進化の大理に通ぜざる者と謂ふ可し。國家の統治權は權力なりや將た權利なりやに關する論爭も、亦同樣進化の原理を應用して以て之を說明するに於いて、始めて膠柱の譏を免る可し。

所謂三權鼎立論は、立法、司法、行政の三權の鼎立を意味し、歷史的には極めて重要に、且興味ある事項なり。二世紀前の歐洲には、權利思想熟せむと欲して未だ成らず、權利の保障たる司法は、動もすれば動搖せしに於いて、此主張は乃ち出でしなり、而も是れ國家體制の上に於ける尋常の事項のみ、三權は互に相侵犯するを容さざるも、亦互に相瞬離するを容さず、其關係は正に尋常社會體制の事項に見る所に異ならず。唯斯く三權鼎立の思想より、之を統一して統治の大權の觀念を發生するに至れるは、頗る重要の事なりとす。斯くして國家統治の觀念は茲に大成を告げたる者、而して彼三權は、此一大權が其用に隨うて其行動の範域を分てる三方面たるに過ぎざるの明白となれり。苟くも觀念の混亂を免るる、鼎立論の必要則ち止むべし。

社會刑罰權の基本の立說は、社會に關する基礎的觀念にして明確なるか、特に複雜不明なるものにあらず、從來此問題が解決の困難を訴へしは、社會學的考察の普及せざるの實に學界の一大闕典たるの一證たり。暫く此問題に對する學說の重なるものを擧げむか。契約的社會起原說に本づき、人衆相互の約束を以て刑罰權の生成を說明するものを契約說と爲し、ホッブス、ロック、ルッソオ等は此說を唱ふ。人の本性良心に存する正義の觀念は、信賞必罰の社會的必要を生ずといふを以て此が說明に充つるものを正義說と爲し、カント、ヘエゲル[四三]、ジャコビ等之を唱ふ。最大多數の最大幸福を將來せむが爲に刑罰亦存すと說

四三　カント、ヘエゲル皆國家論法理哲學の著なそ其の哲學體系に存す。

くものを功利説と爲し、ベンタム、フォイエルバッハ等之を唱ふ。是に於いて亦功利と正義とを綜合して以て社會刑罰權の基本の説明に充てむとする折衷説あり、社會學的考察の未だ大に進まざる、從來多數の學者は多く此暫定的説明に滿足したりしが、近時社會進化の考察、社會經營の考察の漸く根柢の鞏固を得來りしより、社會の目的ある行動、理想的經營作用の一面として、政治運營の考察せらるるあり、司法作用に於ける刑罰權の基本、亦特に社會の渾一的研究以外の困難なる問題たるの地位を失却するに至れり。タルドの實理説[四四]は較近之を説いて、最も詳なるものなり。

四四　Tarde: La Philosophie pénale. 1900.

第九節　國交の發達

國交は、一國が他國に對する關係交渉にして、其目的は、自國の利益と體面とを全うするに在り、其規定は、其當時國際社會の共認に係る國際の通義を破らざるに存す。

國際の通義は、一面には國際法の規定に於いて顯現し、一面には國際的輿論に於いて顯現す。

國際の通義の發達程度に由りて、國交は無秩序時代、自然秩序時代、自覺的秩序時代、三期の進程を經由す。無秩序時代は卽ち强力統制の時期にして、自覺的秩序時代は卽ち權利統制の時期なり。

現時列國の國交は、概して猶自然秩序時代に在りて、未だ大に進むに至らず、國交の理想は殆と唯政策の形に於いて存す。條約の遵守、兩國共認の裁判廷の如き、或は私法上の權義を詳にし、或は或る程度に於いて兩國の交渉行

爲の準繩と爲るも、こは唯兩國が之を遵守せむと欲する範圍内に於いて有効なるのみ、一たび一方が之を破るを敢てして他を侵犯せる場合に於いて、之を救濟せむと欲するも、訴ふる所は唯干戈あるのみ。是に於いて國交の背後には、必ず毎に兵力なかる可からず。國交は、現時の國際體制に於いては、權力若くは强力の關係に於いてする者たるを遺る可からず。

然れども、這般の範圍に於いて亦國交の勝劣を判ずべきあり。國際交涉の事に在りて、全然國利の衝突を超絶する者あり、是等に對して、世運の將來を洞察し、成るべく進歩せる立脚地に據由して理想の實現を企圖するは、乃ち國交の進歩なりとす。

戰爭に關しては、ブロックの大著は勿論、タルドの權力變遷論[四五]、フンクブレンタノの文明論[四六]就中和戰の章、グムプロキッツの種族競爭論を參考すべく、ホェエトン[四七]、カルヴ[四八]の國際法上の著述、亦觀る可し。[四九]

第十節　政治の發達

政治の全體としての發達は、形式的要件二、實質的要件三、都合五件に於いてす。

第一、統一の增進。其甲は理想に於ける統一の增進にして、法制と政策とが相調和して相悖戻せざるを要し、其乙は實現に於ける統一の增進にして、伊に行政司法の二權が輔翼の功を全うする事、呂に内政と外政とが善く協和駢進の實を擧ぐる事、この二件を要す。

四五　Tarde: Les Transformation du Pouvoir. IX. La Guerre et la diplomatie.

四六　Funck-Brentano: Civilisation, p. 369-410. La Paix et la Guerre. 氏謂くらく、人種間の戰爭は事實之なし、こは近時の開けたる蠻人(barbare raffiné)が發明せる語のみ、實は色の爲の戰爭にはあらずと、正にグムプロキッツ種族競爭論の所說と反對す。

四七　Wheaton: Histoire du Progres du droit des gens en Europe et en Amerique.

四八　Calvo: Le droit international precidé d'un expose historique des progres de la science du droit des gens.

四九　凡そ政治運營中に於ける軍政の論究は財政、教政の如く特

第二、一貫の完全。國家は恆久的存在なり、其運營の根柢なる理想は、恆久に一以て之を貫く者ならざるべからず、是れ卽ち時代に關しての統一にして、此一貫理想を名づけて國是といふ。統一の增進は亦國是の確立に依りて扶翼せらる。

第三、政治的意識の普及。政治的意識は社會的意識の中に就いて政治的運營に關する事項の意識なり。政治は國家社會が運營する所の事項なれば、社會的意識に準じて、政治的意識は成るべく普及するを期す可しとす。社會の人衆が皆政治を以て己の行動の如く思惟するは、政治的意識擴充の結果なり。政治的意識は少數より多數に擴充す、これ史迹の證する所なり。

珠行政學の一門を成すが故に、政治の社會學的攻究は自ら別に存し、社會體制論及社會運營論に關する事項の意識なり。政治學特別攻究の一要目を成す、これは普通社會學の題目として適切ならず、著者別に戰爭論の一著あり、就いて見るべし。

第四、政治的理想の發達。政治は固より理想の實現なるが故に、政治の進步は政治的理想の發達を要件とせざるを得ず。國交については、輓近の世界、未だ其著き發達を見ざるも、內政の進步は頗る見るべき者多し。這般の理想には、更に綱目ありて存す。[五〇]

第五、政治的實現の進步。政治的實現の進步は、經濟、教化、及政治其者、卽ち一切の運營の進步に由り、更に又體制の進步に基づきて、以て成る、就中肝要なるを敎化の進步とす。夫れ政治は國家に於いて國家に由りて行はるる者、之を個人の方より見れば、國民に於いて國民に由りて行はるる者なり、專制政治と雖も、國民に於いて行はるる事は、變異あることなし。卽ち國民は政治的耕作の地味にし

五〇　社會動學に詳論すべし。

て、又農夫なり、乃ち敎化の進歩が政治實現の進歩に密に關係するは明なるべし。其他經濟の進歩の影響、亦直接に又間接に之有り。凡そ社會の發達は、政治の發達と相互に因緣となること、極めて著明なりとす。

SOCIOLOGIE GÉNÉRALE

PAR

TONGO TAKÉBÉ

Docteur en Philosophie,
Professeur de Sociologie à l'Université de Tokyo,
Membre de la Société de Sociologie de Paris.

TABLEAU SYNOPTIQUE

DE

IIIe LIVRE

LA STATIQUE SOCIALE

Ier PARTIE

LA GENÈSE SOCIALE

Chap. I.er—La Genèse de la Société naturelle.

§ 1. Introduction. Théories diverses sur l'origine de la société.
§ 2. La genèse de l'espèce humaine.
Comment?
Quand?
Ou? Mongénisme et polygenisme.
Quel nouveau phénomène apparaît dans l'evolution universelle?
§ 3. Conditions de la genèse de l'espèce humaine.
§ 4. L'Agrégation (*Horde*).

§ 5. La Famille.
§ 6. Les *Gens* et la Phratrie.

Chap. II.—Genèse de la Société volontaire.

§ 1. Conditions de la genèse de la société volontaire.
I. Conditions de l'existence :
A. Interieures { 1. Sauvetage mutuel. 2. *Availing* des Choses.
B. Exterieures { 1. Défence contre la nature. 2. Défence contre les ennemis.
II. Conditions du développement ou conditions ideales :
A. De la vie { 1. Progrès des matériaux. 2. Progrès de *l'availing*.
B. Mentaux { 1. Progrès de satisfaction emotionnelle. 2. Progrès des moyens du développement social.
Conditions de la genèse de la société naturelle.
I. Conditions principales :
A. Existence d'un couple d'êtres vivants supérieurs.
B. Leurs relations sexuelles.
C. Outil de l'existence.
II. Conditions efficientes :
A. Caresse maternelle.
B. Agrégation associative.
C. Effets de milieu exterieur.
§ 2. Les étages ordinaires de la genèse sociale.
§ 3. Les *Tribus*.
§ 4. La *Cité*.
§ 5. L'*État*.
§ 6. La Société internationale.

IIe PARTIE.

L'ORGANISATION SOCIALE.

Chap. Ier—Organisation de la Famille.

§ 1. Introduction.
§ 2. Formes du mariage :
M. d'appétit, m. de rapture, m. d'achat, m. de subjugation, m. d'agrément.
Endogamie et exogamie : primitive et civilisée.
§ 3. Formes de la relation matrimoniale.
Promiscuité, polyandrie, polygamie, monogamie.
Relations momentanées et permanentes.
§ 4. Matières de la relation matrimoniale.
I. Relation naturelle, dont l'objet est le mariage lui-même : r. d'appétit, r. de possession, r. de subjugation, r. d'association.
II. Relation volontaire, dont l'objet est la formation des générations :
A. Relations simples.
B. Relations compliquées { 1. Primitive : pour la famille. 2. Supérieure : pour la société.
§ 5. Formes de la relation filiale :
Relation *anarcale*, r. matriarcale, r. patriarcale, r. *biarcale*, r. *familiarcale* : primitive et superieure.
§ 6. Matieres de la relation filiale :
Sans relation, r. de possession, r. de contrôle, r. libre.
§ 7. Relation fraternelle.
Formes : relation naturelle et volontaire, égalitaire et inégalitaire.
Matières : sans relation, r. égoïtse, r. indépendante, r. d'ordre.
§ 8. Relation du *clan*.

Formes: relation naturelle et volontaire, égalitaire et inégalitaire.

Matières: relation libre ou volontaire, organique.

§ 9. Rapports entre la famille et la société.

La famille, non l'indididu, est l'unité de la société.

1. Continuation de la génération.
2. Caresse des enfants.
3. Développement de la division du travail et de la coopération entre l'homme et la femme.
4. Existence historique et actuelle de la famille dans l'organisation sociale.

§ 10. Situation sociale de la femme.

La destinée féminine: physique, psychique, sociale.

La profession féminine.

La propriété des femmes.

Égalité, non Identité.

Chap. II.—Organisation de l'Etat.

§ 1. Introduction.

§ 2. Facteurs de l'organisation de l'Etat.

Formes de la souveraineté: absolue, relative, universelle.

Matière de la souveraineté: instructive, pénale, législative, culturale.

Développement triple de la situation, du souverains, du peuple, et leurs relations mutuelles.

§ 3. Formes de l'organisation de l'Etat.

Etat tribal, E. théocratique, E. subjugatoire, féodal, E. contractuel.

§ 4. Organes de l'Etat.

Organes politiques, o. économiques, o. culturales.

§ 5. Matières de l'organisation de l'Etat.

I. Classes. { Primaires { esclavage, noblesse, militaire, peuple agricole. / Dérivées. }

II. Association ou *Genossenschaft.*

Chap. III.—Organisation internationale.

§ 1. Introduction.

§ 2. Formes de l'organisation internationale.

I. Org. dispersée: Sans relation, r. de contestation, r. de *self-preservation.*

II. Org. Construite { Correspondance { Domination. / Libérale. } / Unification }

§ 3. Formules de l'organisation internationale: Traité.

Alliance { Partielle et universelle. / Limitée et non-limitée. / Parfaite et imparfaite. }

§ 4. Idées de l'organisation internationale.

L'Idéal de la paix: religieux et scientifique.

Corporations pour la paix.

§ 5. Réalité de l'organisation internationale:

I. Difficultés de la guerre future.

A. Difficultés morale: la guerre et principes moraux; la guerre et développement de la morale; la guerre et la religion.

B. Difficultés politiques: progrès des organisation politiques; transformation de la politique internationale.

C. Difficultés économiques: la guerre et l'économie universelle; la guerre et l'économie nationale; la guerre et le paupérisme.

§ 6. Réalité de l'organisation internationale.

II. L'Évolution de la guerre.

Deux effets de la civilisation sur la guerre :
Aggrandissement de la guerre.
L'harmonie de la guerre et la civilisation.
La civilisation n'abolie pas, mais transforme, la guerre.

§ 7. Réalisation de l'organisation internationale. L'arbitrage internationale.

IIIe PATIE.

LA FONCTION SOCIALE.

Chap. Ier—L'Économie.

§ 1. Introduction.

§ 2. Définition de l'économie : l'Economie est l'action sociale pour gagner les besoins de la vie.

§ 3. Faits économiques : production, distribution.
Facteurs économiques :
I. Humains : dèsir, travail, caractère individuel, organisation sociale.
II. Naturelles : choses naturelles, forces naturelles.
Coefficients économiques : capital, division du travail, monnaie, crédit, correspondence.

§ 4. Développement de la production.
I. Age nomadique : naturelle et artificielle, pêche et chasse.
II. Age agricole : ensemencement, culture, réformation de la terre.
III. Age industriel : Métier, commerce interieure, colonisation, commerce internationale.

§ 5. Symptômes du développement de la production.
I. Par les materiaux : pierre, potérie, bronze, fer : outils, instruments, machines.

II. Par la force : force humaine, force animale, vent et eau, vapeur, électricité.
III. Développement de communication et de transportation :
C. par l'homme, c. par les animaux, c. par la rivière, c. sur la mer, c. sur l'océan, c. par la canale, c. par le chemin de fer, c. électrique, c. aeronautique.
IV. Développement du credit : Le troc, la monnaie, le crédit.
V. Développement psychologique de l'economie :
- L'écon. irrationnelle
  - Econ. superstitieuse.
  - Econ. casuelle.
- Econ. rationnelle.

§ 6. Développement de la distribution.
Principe capitaliste, principe ouvrier, principe coopératif du capital et du travail.
Origine de la propriété.
Problème de l'heritage.
Propriété familiaire.

§ 7. Critérium du développement de la distribution :
Récompence pour le travail, développement individuel, développement social.

Chap. II.—La Culture.

§ 1. Introduction.

§ 2. Définition de la culture (l'Education) : La culture est l'action sociale pour approprier l'homme à l'état naturel afin qu'il puisse être un élément social.

§ 3. Fonctions de la culture.

I. La morale
- A. La nature morale
  1. *Refinement.*
  2. Caractère.
- B. Les doctorines morales.

II. La profession.

§ 4. Fondement de la culture.

I. La possibilité.
II. L'idéalité. } L'educabilité.
III. La réalisabilite.

L'éducation et l'hérédité.

§ 5. Méthodes primaires de la culture.

I. L'imitation.
II. La suggestion.
A. La suggestion et l'instinct.
B. La suggestion et l'association psychologique.
C. Une Théories nouvelle de la suggestion.
D. Relation de cette théorie de la suggestion à la théorie de la conscience sociale.

Méthodes secondaires de la culture :

I. M. normales.
II. M. anormales.

§ 6. Méthodes normales de la culture.

I. Méthodes imitatives.
A. L'imitation individuelle.
B. L'imitation sociale.
II. Méthodes suggestives.
A. *Inspiration*, ou la Culture inconsciente-sociale.
L'Élite.
B. L'instruction.
Les publication.
La lecture.
C. L'enseignement.
L'école.

§ 7. Méthodes anormales de la culture.

I. La *mode.*
II. La *réformation.*
L'ecole réformatrice et la prison.

III. La suggestion hypnotique.

§ 8. Les moeurs et la coutume.

Leurs natures.

Leurs fonctions :

I. Etablissement de l'ordre social.
II. Fonction réformative.
III. Origine du droit et de la morale.
Relation aux arts et à la religion.

Leurs faits :

I. Psychique : la langue.
II. Physique.
III. Matérielle.

§ 9. La cérémonie.

Ses natures : uniformité et solemnité.

Ses origines.

I. Psychique ; Le peur et la crainte.
II. Institutionnelle : religieuse, politique, sociale.

Ses effets.

I. L'institution.
II. La cérémonie propre.
A. La cérémonie religieuse.
B. La cérémonie sociale.

Ses fonctions.

I. Ordre et Harmonisation de conduite humaine sociale.
II. Raffinement de conduite.
III. Expansion des actions esthétiques.
IV. Renfort de la vie délibérative et meditative.
V. Raffinement social.
VI. Genèse de la morale.

Lois du développement de la cérémonie.

§ 10. La religion.

Définition : En général la réligion est ce qui enseigne les

condition de la conduite humaine intégrale sous forms de croyence ; la croyence est la reconnaissance absolue de l'objet absolu impératif subjectif; cet objet absolu impératif subjectif est ce qui s'appelle le dieu.

Ses fonctions :

I. Directes sociales.
   1. Progrès aboriginal.
   2. Unification des esprit du peuple.
   3. Discipline hierarchique.

II. Directes individuelles.
   1. *Self-conciousness.*
   2. Dépendence adsolue.
   3. Réforme morale.
   4. *Social self-consciousness.*

III. Indirectes individuelles.

IV. Indirectes sociales :
   1. Effets intellectuels de la doctrine.
   2. Effets sociaux de l'église et de l'ordre.

Développement de la religion.

I. Développement de l'objet ou du dieu.

A. Classé par la nature :

1. Materiel { Individuel { Non-spirituel. / Spirituel. / Universel.
2. Humain { Concret. / Abstrait.
3. Idéal.

B. Classé par le nombre :

1. Polythéisme.
2. Monotheisme { M. simple. / M. compliqué.
3. Panthéisme.

C. Classé par la forme de projection objective.

   1. Idoles.
   2. Choses naturelles.
   3. Animaux.
   4. Hommes.
   5. Idées.

II. Développement de la croyence.
   A. Adoration.
   B. Crédulité.
   C. Reconnaissance.

III. Développement pratique : la religion comme les conditions de conduite.
   A. Conditions impératives.
   B. Conditions instructives.
   C. Conditions reconnaissantes.

§ 11. Beaux-arts : naturels et artificiels.

Leurs natures.

Leurs fonctions.

I. Individuelles.
   1. Développement de l'émotion esthétique.
   2. Aspiration esthétique.
   3. Renforcement de la vie ideale et libre.

II. Sociales.
   1. Création des symboles sociales.
   2. Unification sociale des gouts.
   3. Extension du caractére de la civilisation.

§ 12. La science.

Sa nature.

Ses fonctions.
   1. Activité intellectuelle.
   2. Exactitude de l'activité mentale.
   3. Effet dans la vie pratique.
   4. Renforement et renouvellement de la religion et des beaux-arts.

Chap. III.—La Politique.

§ 1. Introduction.
§ 2. Définition de la politique : la politique est action sociale de souveraineté.
§ 3. Principes de la politique : preventif, législatif, cultural.
§ 4. Faits politiques.
I. Législation.
II. Police (*Policy.*).
III. Administration { A. culturale. / A. financière { d'Etat. / sociale. } / A. militaire. / A. civile. }
§ 5. Développement de la législation.
Ses facteurs : matériel, formel.
Ses formes : législation écrite, l. non-écrite.
§ 6. Développement de la police.
§ 7. Développement de l'administration.
§ 8. Développement de la juridiction : contrôle de la force, c. du pouvoir, c. du droit.
Idée du droit et la nationalité.
Fondement du droit pénal.
§ 9. Développement de la diplomatie.
§10. Développement de la politique :
I. Progrès de l' unité.
II. Progrès de la stabilité.
III. Expansion de la conscience politique.
IV. Développement de l'idéal politique.
V. Progrés de la réalisation politique.

Fin du IIIe Livre
(4 Livres en tout)

明治四十二年八月二十一日印刷
明治四十二年八月二十五日發行

不許複製
社會靜學

著作者 東京帝國大學文科大學教授 文學博士 建部遯吾
（東京マンプル、ド、ラ、ソシエテ、ド、ソシオロジイ、ド、パリ 文學士）

定價金貳圓

發行兼印刷者 金港堂書籍株式會社
東京市日本橋區本町三丁目十七番地

代表者社長 原亮三郎

印刷所 東洋印刷株式會社
東京市芝區愛宕町三丁目二番地

發賣所 東京市日本橋區本町三丁目 振替貯金口座 一八八一五番 金港堂書籍株式會社

建部遯吾著述目錄

水城雜著 **自彊錄** 金港堂發行

陸象山　明治三十年

哲學大觀　明治三十一年　金港堂發行

西遊漫筆　明治三十五年

外政時言　明治三十六年

經世時言　明治三十九年　同文館發行

靜觀餘錄　明治四十年

戊申詔書衍義　明治四十一年　同文館發行

普通社會學　金港堂發行

第一卷 社會學序說　明治三十七年

第二卷 社會理學　明治三十八年

第三卷 社會靜學　明治四十二年

第四卷 社會動學　近刊

理論普通 **社會學綱領**　明治三十七年　金港堂發行

社會學論叢一 **戰爭論**　明治三十九年　金港堂發行

Q 1

039693-003-4

41-128

普通社会学

建部　遯吾／著

M37-42

BDA-0277